

30228

教科書文庫

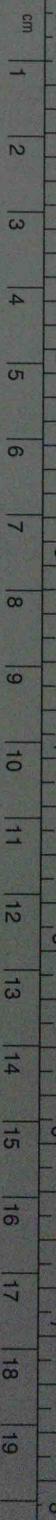
3
810
32-1894
200030
1441

Kodak Gray Scale

C Y M

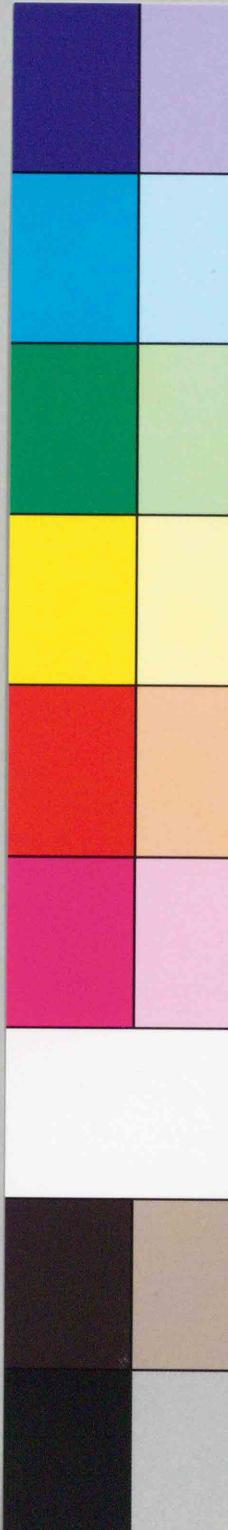
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

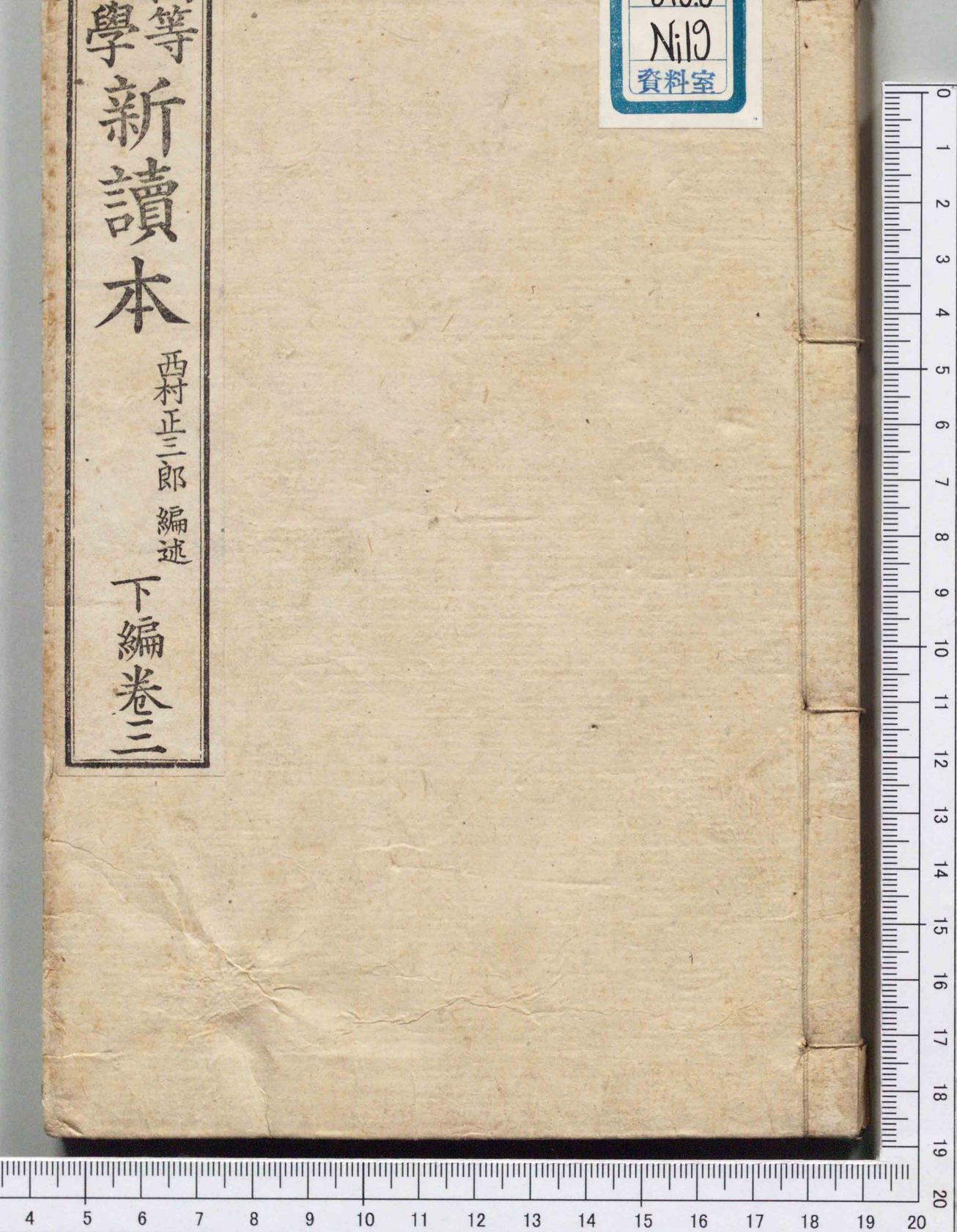
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

**高等新讀本**

西村正三郎 編述

下編卷三



375.4
No. 19

廣島大學圖書



小學新讀本下篇第三卷

目次

第十一章 章

恭 儉 競 争 ト 謙 讓
歷 代 の 農 政
布 吾 の 國 勢
分 子 ノ 震 動
貯 蓄 の 秘 法
輕 氣 極 ノ 圖 ニ 題 ス
大 塔 宮 熊 野 落 の 事
大 塔 宮 熊 野 落 の 事
博 愛 博 愛
歴 代 の 農 政 (二)
木 ノ ル 、 府 雜 記
溫 波

先哲の書簡 賴春水の某に寄せ一書
我が身の利益と公衆の利益
電氣燈及電話機

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

第二十一章

第二十二章

第二十三章

第二十四章

第二十五章

第二十六章

第二十七章

第二十八章

第二十九章

第三十章

第三十一章

第三十二章

第三十三章

第三十四章

第三十五章

第三十六章

第三十七章

第三十八章

第三十九章

第四十章

第四十一章

第四十二章

第四十三章

第四十四章

第四十五章

第四十六章

第四十七章

第四十八章

高等新讀本下篇第三卷

小學新讀本下篇第三卷

圖書之印

第一章 恭儉

西村正三郎 編述

恭とへ行義のうやうやしく、丁寧あるをいふ。儉とへなるべく用度を省きて、濫に費さざるをいふ。凡人の身を修むるふ、最大切なるへ恭敬の心あり。内よ恭敬の心ほきび、行もおのづから慎むふ至るべし。少一にても、驕る心あれば、其色外にあらへれて、遂にへ世の人々より、疎まるゝに至らん。心慎まび、行修まらざることきへ、身を破るより外あかるべし。さきば天皇より對して、ハ忠義の臣と為り、父母に向ひて、ハ孝行の子と為り、兄弟相愛へ、夫婦相和へ、朋友相信じて、一村、一郷、一國の中に名ある民

高等新讀本

下篇第三卷

教育書專賣所

普及舎

修學習業

歷代の軍政

(一) 公衆の利益

シドニー府の繁華

電池及電信機

平家蟹

邯鄲の一夢

先哲の書簡

十時半藏より中村芳中に贈り一書

知能德器

機丸ノ傳

源烈公の蟄居

公益世務

國政

東印度の人民

芳野城の急戦

上父子の忠節

國憲國法

化合及元素

目次終

と爲り譽むる人と爲るハ皆人を恭敬の心より基くものぞか。又内心より傲り高ぶりをばらうへ邊のみを取りつくろひて人を敬ふやうにモるへいもやる外を飾るものにて人の卑むべきものこれよ過ぎたるハからド殊に先生長者の教を受くる年若き子弟ハ常にその先生長者を敬ひて決してこれを侮り輕んぞよどき事あり己が身に才徳を具ふるに至るも皆おき先生長者の教によることなれば、その先生長者を侮るハ即我が身の才徳を侮るト異あらず。ゆゑに先生長者を重んじて道と藝とを學ぶハ全く我が身の才徳を重んぞる事と心得べ。おの恭敬の事に次ぎて、大切あるハ我が身のまはりを約かに一て費用を省くべき事なり。人への貴賤貧富の別あるものなれば各よく其分限を守りて假よと奢侈ある事と過美ある

る物とを好むべうらば。人の身に止むことを得ぞして營むべきものハ第一に食物第二に衣服第三に住居なり。人間の大事故の三に過ぎず。飢ゑを凍えず風雨よ侵されぞして、静におの世を過ごを人間第一の樂とするにより何事も只々質素にして、物を用ゐるふとを慎まざれど、遂ふハその身を失ひて、困窮に陥り困窮なるがまゝに種々の惡事をも工夫し出をよ至るべ。凡人として君に忠義をばげみ親に孝養を盡さんとするにハ其心恭敬にて、其身儉約あるべし、若否らずて人ふ疎まれ身を失はんとをやうにてへいかであ忠孝の道を全うをるふとを得べき。されば誰人よても恭敬と儉約との二を務め守りて、己が身を立て家を失はず能く忠孝の大道を勵

ス行ふおとを朝夕に心びくべ。恭儉己ヲ持シと宣へる御辭も蓋これに外あらざるべし。

第二章 競争ト謙讓 三島毅

近來洋學ノ流行ヨリ、權利即條理ヲ主張シ相競争スルコトヲ貴ブ。故ニ之ニ反スル謙讓ハ、西洋ニテ、賤シムコトカト思ヘバ、左ニアラズシテ、翻譯書等ヲ見レバ、謙讓ヲ美德ト稱シタルコト、少カラズ。最著シキハ、华盛頓ガ、百戦ノ力ニテ、米國ヲ獨立國ト爲シタル後、僅八年ニシテ、大統領ノ位ヲ讓リテ退キタルハ、堯舜ノ禪讓ニモ劣ラズ。東西洋トモニ、稱揚セザルモノ無ケレバ、矢張リ、西洋モ、謙讓ヲ貴ブナリ。振リ返リテ、我東洋ヲ見ルニ、帝堯ガ、允ニ恭ク克ク讓ル德ヲ以テ、光リヲ四表ニ被ラシ、上下ニ格ラシメタルヲ始メトシ。八元八凱ガ、相互ニ其官職ヲ推讓

シタルハ、後世ノ龜鑑ト爲リ。泰伯三以天下讓ル、至徳ト稱セラレ、其他此類ノ言枚舉スルニ暇アラザレバ、東洋ハ謙讓ノミヲ貴ビ、之ニ反スル競争ハ、賤ムコトノ様ニ思ハルレドモ、左ニアラズ。論語ニ、其爭也君子、當仁不讓於師、見賢思齊ナドノ言段々アリ。中庸ニ、「人一之已十之人百之已千之」トアリ。孟子ニ、曾子ノ言ヲ引き、自反縮雖千萬人吾往矣。又「晋楚之富、不可及也、彼以其富我以吾仁、彼以其爵我以吾義」トアリ。又顏淵ノ言ヲ引キテ曰ク、舜、何人也、予何人也、トアリテ、皆一步モ人ニ讓ラザラントル競争ナリ。然ラバ、東洋ニテモ、矢張リ競争ハ貴ブナリ。故ニ出ヅルナリ。何トナレバ、人ハ天地生々ノ氣ヲ受ケテ生レ居レバ、相發達シ、相伸張シ、上へ上へト昇リ進ミ、他ニ勝ラントスニ此ニノ者ハ、洋ノ東西ヲ問ハズ、必有ル者ニテ、其根元ハ天性也。

ルハ、自然ノ性ナリ。故ニ晏子曰ク、有血氣者皆有爭心ト確言ト云フベシ。サリトテ、己ニ競争心アレバ人亦競争心アリ之ヲ恕シテ相讓リ合フ心モ、自生ズルモノニテ亦自然ノ性ナリ。故ニ孟子ノ曰フニハ無辭讓之心。非人也。ト是亦確言ナリ。是東西洋人ノ同一ナル所ナリ。然ルニ、競争ハ進取ナリ、謙讓ハ退守ナリ、之ヲ並ビ行フコトハ、甚困難ナリ。如何ニ力處置スベキヤ、深思熟慮シテ工夫セザル可カラズ。

謙讓ニモ、競争ニモ、皆適度ノ分限アリ。此分限ヲ超出ヅレバ、相反戾シ、相衝突シテ、並ビ行ハレザレドモ、各自適度ノ分限ヲ守レバ、相補ヒ、相濟ヒテ、並ビ行ハルベシ。前ニ陳述シタル聖賢ノ語ハ、皆競争ノ適度分限ニ協フモノナリ。何トナレバ、其爭也君子ト云ヒシ争ハ、己ガ射力ノ有ラン限リヲ出シ、勝ヲ争ヘドモ、

唯其分限内ノ運動ニシテ、少シモ他人ヲ妨害スルコトナシ。又仁ニ當リ仁ヲ行フコト、賢者ヲ見テ之ニ齊カラントスルコトハ、皆我ガ分限内ニ於テ、道德ヲ發達伸張シテ、人ニ優ラントスルコトニテ、師匠ニモ、賢者ニモ、少シモ妨害ハセズ。其他中庸孟子ノ言モ、皆此類ニテ、己ガ分限内ノ運動ニシテ、他人ヲ妨害スルコトナシ。是競争ノ適度ヲ得タル者ナリ。然ルニ、此適度分限ヲ超エテ、鬼角人ヲ妨害シ易キモノナリ。此競争心ノ過度ハ、誰モ、平生知ラズ識ラズアルモノニシテ、人ハ他人ヲ褒ムルコトヨリ、鬼角謗ルコト多シ。徂徠ガ云ヘル通り、炒豆ヲ齟ミテ、人ヲ謗ルガ、一番面白シ、トハ實ニ確言ナリ。然ルニ、必シモ其人ヲ怨ミ、惡ムニモ非ズ、又我ガ益ニナルニモ非ズ、何ノ心ニテ謗リタルヤ、自分ナガラ知ラズ、能ク能ク熟考シテ見レバ、唯競争心ニ

天人ニ勝ツラ好ミ人ニ負ケルヲ惡ム心ガ、常々アル故ニ、唯言語、ダケニテモ人ヲ下ニ見之ヲ謗レバ、心持ガ宜シキナリ。己ハ唯ソレダケノコトナレドモ、人ニハ疵ガ付キ、妨害トナルベシ。之ガ增長スルト、嫉妬トナリ、謗言トナリ、惡行ニ流レ、人ヲ妨害スルコト小ナラズ。故ニ此競爭心ヲ、我ガ分限内ニ用ヰテ運動スレバ、技藝モ、道德モ、自由自在ニ發達伸張シテ、堯舜ニ勝ルモ、勝手次第ニテ、少シモ人ノ妨害ニナラズ。之ヲ草木ニ喻フルニ、草木ハ血氣ナケレドモ、天地ノ生氣ヲ受ケ居ルモノ故、矢張リ爭氣アリテ、相發達シテ、他ノ草木ノ上ニ出デントス。唯空中ヘ伸張スレバ、何程高ク他ノ草木ノ上ニ出ヅルモ、我ガ分限内ノ競爭ニシテ、他ヲ妨害セズ。若傍ヘ伸張セバ、他ノ草木ノ枝葉ヲ妨害シ互ニモツレ合ヒテ枯ル、カ又ハ植木屋ニ剪伐セラル。

ルニ至ルベシ。是競爭過度ノ弊ナリ。之ヲ商業ニテ云ヘバ、己ガ勉強シテ、品物ヲ善良ニシ、價ヲ廉下ニシ、善ク客ヲ取り、他ノ商人ニ勝ルハ、分限内ノ競爭ニテ、勝手次第ナレドモ、或ハ他店ノ品物ヲ惡ク言ヒ觸ラシ、或ハ其販路ヲ妨ゲ、甚シキ卑劣ハ、偽物ヲ拵ヘテ、賣ルニ至ル。近來西洋軒ト云フ西洋料理ガ流行スレバ、字ヲ變ヘテ、青楊軒又ハ西陽軒ト云フ看板が出デ。稍流行スル書物が出ヅレバ、之ニ似寄タル書名ガ澤山出デ。寶丹屋ノ町内カラ、偽寶丹が出ヅル如キコトハ、枚舉スベカラズ。皆他人ヲ妨害スルモノニテ、競爭過度ノ弊ナリ。農工ガ己ノ業ヲ勉強セズシテ、人ノ業ヲ妨ゲ學者ガ己ノ學問ニ勉強シテ、人ニ勝ツコトヲ為サズ。徒二人ノ學問ヲ誹謗駁撃シ、官員ガ己ノ職分ヲ勉強シテ、上進スルコトヲ為サズ。人ヲ謗謗シ、又ハ蹴落シテ上進

セントスルカ如キ、皆此弊ナリ。近日議員撰舉ノ競争ニ至リテ、此弊害極マレリ。是モ平生己ノ學問ヲ修メ、人物ヲ善クシ、人望ヲ收メルコトニ競争スルハ、分限内ノ事ナレドモ、或ハ人ヲ讒謗シ、或ハ壯士ヲ雇テ壓制シ、或ハ金錢飲食以テ請托シ、鄙劣醜態、至ラザル所ナク、他人ヲ妨害スルハ勿論、已モ財産ヲ拠チ、名譽ヲ損ジ、其害少カラズ。損在テ益ナキ競争ト云フベシ。故ニ適度分限ヲ超エタル競争ハ之ヲ濟ハザルベカラズ。之ヲ濟ハントセバ、謙讓ニ若クハナシ。謙讓トハ、我ガ分限ガ十歩アレバ、一歩タゲ人ニ讓ルコトナリ。前ニ論ジタル如ク人性自然ニ競争心アルガ故ニ、知ラズ識ラズ、分限外ヘ出過グルモノナレバ、一步讓リタル積リニテ、丁度分限一杯ニテ、人ヲ妨害セザルニ止マルベシ。縱ヘ真ニ一步讓リタリトテ、到底損ニナルモノニ非

ズ。人モ良心アリテ、辭讓セザルヲ得ズシテ、丁度分限ダケニテスムモノナリ。且人ハ人ノ倨傲ヲ惡ミ、謙讓ヲ愛スルモノニテ、己ヨリ謙讓スレバ、人々ノ愛敬ヲ受ケ、詰リ益ヲ得ルコト多シ。是書ニ謙讓受益ト云フ所以ナリ。孔子ガ至ル所ノ邦ニテ、其政事ノ相談ニ與ラレタルモ、自求メタルニ非ズ。溫良恭儉讓ノ德容ヲ以テ、得ラレタルニ非ズヤ。孟之反ガ一人ニテ敗軍ノ殿ヲ爲シタルハ、武將分限内ノ競争ハ、十分爲シタルナリ。歸テ城門ニ入ルニ及ビテハ、後也馬之不進也、トテ、一步ヲ讓テ誇ラズ。故ニ孔子ノ稱揚ヲ得テ、其名今日ニ傳ハレリ。後漢ノ馮異ハ、武將分限内ノ競争ニテハ、始終勝利ヲ得テ、遂ニ關中ヲ定メタル位ノ人ナルガ、諸將ガ功ヲ論ズルトキハ、大樹ノ下ニ避ケテ、功ヲ讓レリ。然レドモ大樹將軍ト云フ美名ヲ、後世マデ傳ヘ、千

歳ノ下、此二人ノ風采ヲ仰ギ見レバ、人ヲシテ鄙吝ノ心ヲ一洗セシム。謙讓ハ此ノ如キ美德ナレバ之ヲ以テ競争心ヲ補ハド分限ヲ過ギ、人ヲ妨害スル弊ニ陥ラザルベシ。是ヲ謙讓ヲ以テ、競争ヲ濟フト謂フナリ。

第三章 歴代の農政(一)

天照皇大神始て穀種を採り、耕作養蠶の道を教へさせ給ひ。我が國農政の始とす。神武帝の元年、又勅して肥沃の地より穀麻を種ゑ、められ崇神帝の朝に天下大々飢ゑ、かば、天皇之を憂ひ給ひ、神祇を祭り、農を勵まし、始て河内の狹山の池を鑿り、以て灌漑よ便し、又人民に調役を課して、水土を修め給へり。垂仁帝以後、勸農の政を怠らば、池を開き、溝を通せること、虛歳あり。雄略帝ハ后妃より勅して自桑とり、蠶を養へせ給ひき。然れ

ども國造、縣主等の世襲をる者、漸く人民を私有し、多く民に收めて、少しく朝廷に貢をる勢を生じたるも、其姦を禁ぞること難かり一ゆゑ、人民日に苦み、朝廷漸く貧しくなせり。

孝德帝に至り、大ふ郡縣の制を定め、國造等の世襲を止め、田法を正し、三百六十歩を以て段とし、十段を以て町とし、以上へ遞次に十を以て數ふるおとに定め、租庸調の法を設け、田ふ租あり、戸に調あり、身に庸あり。一段の租ハ稻二束二把にて、收穫の二十分の一を取るあり。調ハ其土地の宜一きに従ひ、或ハ絹、或ハ布を貢せしめ、庸ハ凡丁男官ふ役をること、一歳に若干日とし、役せざれど絹或布を收めたり。文武帝更に制度を正し、光明元正の朝、勸農の政最盛あり。蕎麥、燕麦等に至るまで、苟民食に供すべきものゝ皆之を播種せしむ。聖武孝謙の朝、土木遊幸

を事とし、光仁、桓武の朝、征伐相繼ぎ、恤民の政少しく衰へをれども、淳仁帝以後、諸國に常平倉を置き、以て凶年の急に備へ給つり。

其後兵農分かれより、農を力むる者へ漸く賤しく、貧民擅に土地を賣るを以て、豪戸兼併の弊起り、小民益貧し。然れども朱雀村上の朝又至るまで、諸國士良吏多きを以て、國勢猶瓦解に至らば。後三條帝、斷然兼併を禁じ、姦豪を抑制せらばし。白河帝以後、兼併復公行し、國司も亦其人に非ず多く、ハ任所に赴かば、吏を遣ハ代り治めしめ、之を目代と稱せり。是に於て姦吏暴行し、民大に苦めり。

第四章 布哇の國勢（濠洲及印度）

ホノル、府の布哇全國十一ヶ島の首府にて、オアフ島中に

あり。四十年前ふありて、ハ、加奈加土蠻の部落、處々よ散點したる荒涼の土地なり。しづか、今ハ輸出八百二十一萬六千四百五十八弗（一千八百八十七年調査輸入四百三十四萬五千一百五十七弗（同上）の良港とへなせり。布哇全國の輸出入合計ハ、一千四百五十萬弗（同上）を上下するものあるに、ホノル、港のみにて、一千二百五十萬弗の物貨を出入をる。おとあれば、同府の布哇全國は於る、勢力の如何ハ、推して知るべきなり。布哇全國の人口總計ハ三年以前の調査に依るに、八萬六千六百四十七人に過ぎず。かく人口の僅少なる國に於て、毎年一千五百萬弗の輸出入を爲し得べーとハ、吾輩の夢想せざり一所ありき。何とかせば、若此比例を以て、日本を推せば、日本の人口ハ、布哇全國の四百倍に等ければ、其輸出入ハ六十億萬弗に達せざるべ

からば。然るに、日本の貿易總額ハ、輸出入合計、一億萬弗に過ぎず。布哇國民一人の富力ハ、正ふ日本國民六十人の富力より相當をるなり。去り乍ら、爰に一の注意をべき事あり。布哇全國の人口總計ハ、八萬六千六百四十七人あれども、此中にハ、生存競爭場裏より排斥されて、劣敗の悲運を取りたる加奈加民族(布哇)の土人四萬四千一百三十人を包含居ること、是なり。元來加奈加民族ハ、如何ある罪ある故よや、年々驚くべき速力を以て、減少をるものなる故に、彼等ハ、生産力を有する經濟世界の生物とハ見做せばあらば。一千八百二十三年(七十年前)にハ、布哇土人の總計十四萬二千ありトが七年以前の統計よ於てハ、十萬人即全人口の七分の五を減ぞるよ至れり。誠に哀れある事なれども、彼等が全く地上に其跡を絶つハ遠きふらざる

べし。左れば前に示したる計算ハ、其實を得ざるものにして、布哇全島の人口、總計八萬六千六百四十七人より、土人の數四萬四千百三十人を扣除し、残り四萬二千五百十七人を、純粹の布哇人と見做し、此人口を以て輸出入合計一千五百萬弗の貿易を營むものと見做すこと、至當の見解ありとす。此比例より依れば、日本國民の富力ハ、布哇國民の富力に比して、一百二十分の一よ相當をるものあり。豈意外の事ならばや。

吾等日本國民ハ、進歩の一點に於て、敢て他人種より後れざる覺悟なれども、試みに布哇國の近年如何ある進歩を爲したるみを問へば、亦心平あらざるものあり。一千八百五十年(四十三年前)にハ、此國の輸出、七十八萬三千。五十二弗ありトが一千八百八十七年の調査に依るに、十三倍の輸出を見るよ至れり。

又同年の輸入ハ一百。三萬五千。五十八弗あり一、同ドく一千八百八十七年の調査に於てハ四倍の輸入を見るふ至キリ。初此國ハ輸入國なり一が、今ハ輸入に二倍をる輸出を爲す國とハ爲きり。猶語を換ふれば、三十七年間に、輸出ハ輸入より三倍をる速力(四に對する十三)を以て、進歩したるなり。斯の如き現象ハ他の國よ於て、殆見るべらざる異數の事あるが、此國よ於ける砂糖製造の事業、非常の進歩を爲したるもの、唯一の原因なりとす。即一千八百六十年(三十三年前)にハ砂糖製造の總額、一百十四萬四千二百七十一封度あり一が、七年前の調査に依るハ、二億一千二百七十六萬三千六百四十七封度と爲れり。右の状態なるが故に歳入ハ過る十年間に、恰ニ倍の額に達したり。豈異數の進歩と謂へざるべけんや。

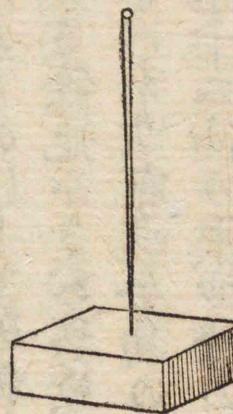
斯の如く、布哇國の過る十數年間の進歩ハ、驚くべきものなりと雖、此比例に依りて、今後限りなく進歩をべきものとハ思ハれず。何となきバ、布哇ハ唯一の砂糖製造に依りて、其國を維持せるものにして、砂糖製造業ハ今後幾十年の後よハ、新に耕すべき餘地あきづ爲め、大に其進歩の度を減ざるものあるべけり。布哇全島の輸出合せて九百四十三萬五千二百。四弗十二仙の中、砂糖の輸出總額ハ八百六十九萬四千九百六十四弗。七仙あり。知るべし、布哇國の進歩ハ、即砂糖製造業の進歩あるふとを。

第五章 分子ノ震動 (宣光熱)

凡物體ノ位置ヲ變ズルハ其運動スルニヨルナリ。然レドモ、運動スル物體必シモ全體ノ位置ヲ變ズル者ニアラズ。例ヘバ、獨

樂ハ其軸ニヨリテ急ニ回轉スト雖能ク一處ニ定著シテ全體ノ位置ヲ變ゼザルガ如シ。

又一條ノ銅線ヲ取り之ヲ木板上ニ植テ急ニ其末端ヲ指彈スルトキハ銅線ハ左右ニ動搖スト雖全體ハ依然トシテ變ゼザルベシ此ノ如キ動搖ヲ稱シ物ノ震動ト云フ萬物ノ音ヲ發スルハ其分子ノ震動スルニ由ル者ニシテ琴ヲ彈キ鼓ヲ打ツトキ其音ヲ發スルハ皆其分子ノ震動シタルナリ。



トキハ鼓ノ分子先ヅ震動シテ更ニ其震動ヲ近傍ナル空氣ノ分子ニ傳ヘ空氣ノ分子亦次第ニ其震動ヲ傳ヘテ遂ニ耳ニ達ス然ルトキハ人始テ鼓聲ヲ聞クコトヲ得ルナリ。

音聲ハ分子ノ震動ニヨリ生ズル者ナレドモ物體ノ震動ハ必シモ音聲ヲ發スルニアラズ分子急ニ震動スルニ當リ音聲ヲ發スルコトナクシテ却リテ熱ト云ヘル現象ヲ發スルコトニアリ然レドモ昔人ハ熱ノ分子ノ震動ヨリ生ズルコトヲ知ラズシテ別ニ溫素ト云ヘル物質アリテ分子間ニ滲入スル者ナリト思ヒシ者少カラズ今其誤ヲ知ラント欲セバ一ノ鐵丸ヲ取リテ之ヲ烈火ノ中ニ投ジ燒タコト良久クシテ之ヲ出シ權衡ヲ用キテ其重量ヲ權リ而後之ヲ放冷スベシ熱若果シテ一ノ物質ナラバ其冷ユルニ從ヒテ重量ヲ減ズベキ理ナリ然ルニ

鐵丸ノ重量ハ毫モ其冷熱ニヨリテ差ハザルヲ見レバ、別ニ熱ト云ヘル物質アルニアラザルコト明ラカナリ。猶人音聲ヲ聞クト雖、毫モ其身體ニ重量ヲ増サズルガ如シ。

是ニヨリテ之ヲ見レバ、熱モ亦音聲ト同ジク、分子ノ震動ニヨリテ生ズルモノニシテ、熱體ノ分子ハ必常ニ前後左右ニ震動シ、更ニ其震動ヲ傍ニ在ル物體ノ分子ニ傳へ、次第ニ相傳ヘテ遂ニ人ニ達スル者ナルベシ。然レドモ、發音體ヨリ生ズル震動ハ空氣ノ分子ニ傳ハリ、遂二人ノ耳ヲ擊チテ音ノ感覺ヲ生ゼシメ、熱體ヨリ生ズル震動ハ人ノ體ニ觸レテ單ニ温ノ感覺ヲ與ヘ、又ハ目ヲ擊チテ光ノ感覺ヲ生ゼシムルナリ。故ニ熱ト光トハ同一ノ震動ナレドモ一ハ單ニ體ニ觸レテ温ノ感覺ヲ生ゼシメ、一ハ目ニ觸レテ光トナル別アルノミ。而シテ此別ヲ生ズ

ルハ、震動ガ精微ノ度ヲ異ニスルニヨル。即光ノ震動ハ、熱ノ震動ヨリモ精微ナル者ナリ。

問答

全體ノ運動ト震動トノ別ヲ問フ。音聲ハ如何ニシテ生ズルカ。別ニ熱ト云フ物質ナキ例證ヲ語レ。熱ハ如何ニシテ生ズルカ。光ハ如何ニシテ生ズルカ。

第六章 貯蓄の秘法

世の心掛よき人ハ、其所得金の内より常に多少の金錢を貯蓄し置きて後日の用ふ供せんと欲せざるふとを。然れども其目的を達せる者の割合に少きハ、貯蓄の時機を知らざるふ坐をること多し。故如何とあきば、何人も目前よ切迫したる費途を支拂ひたる後より翌日若くは翌月より不時の失費あつるべきにより、必十分の貯蓄を爲ト得べーこ未來のふとを推量

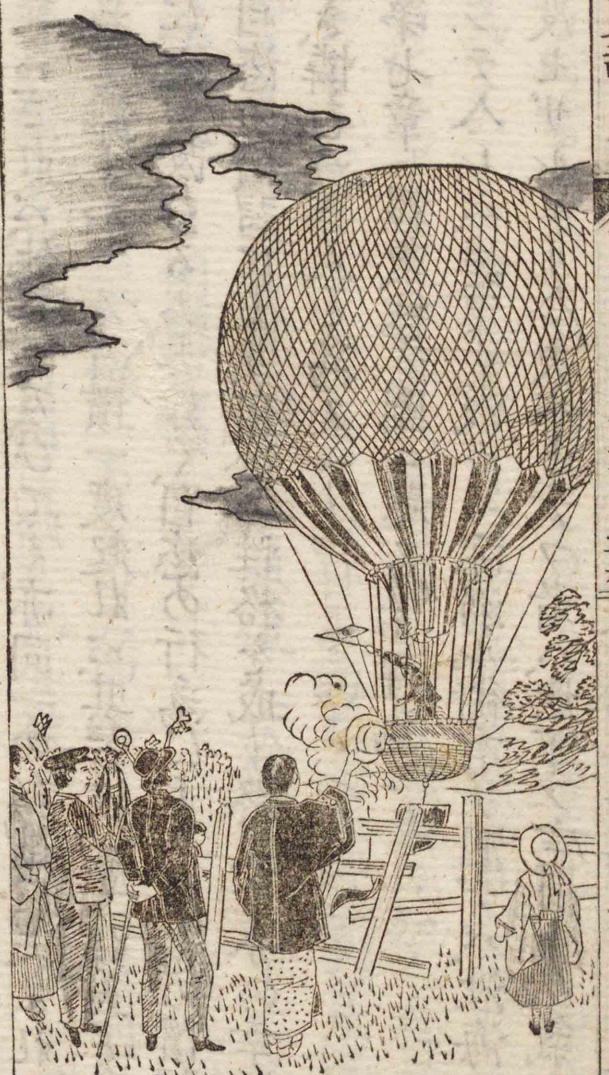
て、現在の貯蓄を爲るべき機會を忽ふくる者あり。かく即今に貯蓄を爲をあとを難んじ、後日に於て貯蓄をるふと易トと思ふ。後日に生ずべき必要ハ、今日起りたる必要の如く、我が心より感ぜざるふ依るあり。かくて、今日ふ爲るべき貯蓄を忽にして、後日に貯蓄へ得べき力を過度に想像し、次第に家計より不足を生じて、遂に大ある困難に陥るなり。

抑節減を爲るべき時機ハ、唯一あるのみ即今月今日の眼前に在り。若貯蓄を爲して、後日の用に供せんと欲せハ、毎日少づづつ節減して、之を保存せざるべからば、明日の費用少するべきを頼みて、今日の節減を忽にモべからば、何事ふても、時機を失ハビ、必損失を招くものあれども、貯蓄の時機を失ひたる程害の大ある者ハ、あらず。故より人々時々刻々節省して、貯蓄を爲さんとする念を離るべからば、貯蓄を爲さんとあらば、常に思慮して、己の欲に克たざるべからば、即我の所得の幾分を割きて、貯蓄をるにハ、必其金額ふ等しき目前の便利、若くハ快樂を退けざるべからば、若一時の私情を満足せんとを求めて、己ふ克つこと能ひざれば、他日より及びても、亦同一の私情に促されて、節減を爲一難也。かゝる習慣一度起れば、其習性漸く强大と爲りて、遂に之を改むるふと難く、自恣の行為により、自恣の慣習を養ひ、自恣の慣習により、自恣の性格を成し、終生十分の幸福を得難き、憐むべき人と爲るべ。

第七章 軽氣毬ノ圖ニ題ス 石津 勤

術無クシテ入レバ、溝渠ノ淺キモ亦溺ル。術有テ沢ゲバ、江海ノ深キモ、没セザルナリ。今夫水ト云フ者ハ、地下ノ空氣ナリ。氣ト

輕氣球圖



云フ者ハ地上ノ積水ナリ。人能ク地下ノ空氣ニ沈浮スレドモ、而モ地上ノ積水ヲ昇降スルコト能ハザルハ何ゾヤ。其術ナケレバナリ。輓近泰西ノ人、此ニ見ルアリテ、乃一器械ヲ創製ス。狀圓籠ノ若久内ニ機關ヲ設ケ、開閉スベカニシメ、以テ空氣ヲ蓄

洩ス。之ニ乘レバ、則能ク霄ニ冲リ天ニ戾ル。名ケテ輕氣球ト云フ、此圖ハ即是ナリ。嗚呼術モ亦巧ナリ。夫苟其術アレバ、則一タビ手ヲ覆ス間ニ、尚能ク雲雨ヲ衝突シ、風雷ヲ驅使シ、日月星辰ヲ捕捉撫摩シ、浩乎トシテ氤氳磅礴中ニ翱翔スルコト此ノ如シ。然ラバ則人ノ兩間ニ在ル蓋得テ、爲スベカラザル者ナシ。且夫天下ハ一大氣球ナリ。治亂ハ其昇降ナリ。氣球モ術アレバ以テ昇ルベシ。天下モ術アレバ以テ治ムベシ。顧フニ古ヨリ當路術ナキ者、一クビ天歩ノ艱難ニ際シ、動モスレバ輒經緯變調ノ任ヲ擧ゲ推諉シテ顧ミズ、毎ニ天下復爲スベカラズト曰フ。夫爲スベカラザル事モ、尚之ヲ爲スコト彼ノ若クナルニ、今爲スベクシテ肯テ爲サミルハ、是天下ヲ視ルコト、一氣球ニ若カザルナリ。後ノ軸ヲ秉リ衡ヲ持ツ者、庶クハ其レ斯ノ圖ニ鑒ミル

有ランコトヲ。

第八章 大塔宮熊野落の事(一)太平記

大塔宮ニ品親王ハ笠置の城の安否を聞召せん爲に暫く南都の般若寺より忍んで御座なりるが、笠置の城已より落ちて主上囚へれさせ給ひぬと聞え一かば、虎の尾を踏む恐御身の上に迫りて、天地廣いといへども、御身を隠さるべき所す。日月明かりなりといへども、長夜より迷へる心地にて、晝ハ野原の草に隠れて露より卧し、鶴の床に御涙を争ひ夜ハ孤村の辻に宿みて人を咎むる里の犬より御心を惱さる。何くとも御心安らるべき所なかりければ、斯くても暫ひとと思召さきける所す。一乘院の候人ノゾミアゲタツクシ按察法眼好専如ハサカ何て聞たりけん、五百餘騎を卒一て未明に般若寺へぞ寄せたりける。折節宮に付奉りたる人獨も無

うりけれども、一防ふせきて落させ給ふべき様もあかりけるが、透間もなく、兵已に寺内に入られ、紛れて御出で有るべき方もある。さらばよし、自害せんと思ぼ一召して、已より推祖脱せ給ひたりけるが、事叶ハざらん期より臨て、腹を切ん事ハ最安かるべし、若やと隠れて見だやと思一召して返して佛殿の方を御覽ぞるに、人の讀うけて置きたる大般若の唐櫃ツバキ三あり。二つの櫃の中の未蓋を明げず。一つの櫃ハ御經を半ば過ぎ取出して、蓋をもせざりけり。此蓋を開きたる櫃の中へ御身を縮めて卧させ給ひ、其上に御經を引き被りて、隱形の呪を、御心の中に唱へてぞかは一ける。若搜一出させあば、頓て突立んと思ぼ一召して、冰の如くある刀を抜きて、御腹に當て、兵矣ヒヨウよこそと云んずる、一言を待たせ給ひける。御心の中、推量するも、猶淺うるべし。去程

に、兵佛殿より亂れ入りて、佛壇の下、天井の上迄も残る所あく搜
し、餘りよ求のねて、是の體の物おそ怪しき、あの大般
若の櫃を開きて見よとて、蓋一たる櫃、二ヶを開きて御經を取り
出し、底を翻して見けをどもかきせず。蓋開きたる櫃へ見る迄
もあ一とて、兵ひを寺中を出で去りぬ。宮の不思議の御命をつ
びせ給ひ、夢に道行く心地にて、猶櫃の中よりはしけるが、若又兵
立ち歸り、委々く搜を事もや有んだらんと、御思案有りて、頓て
前に兵の搜一見たりつる櫃より入り替らせ給ひてぞかへる。
案の如く、兵共又佛殿に立歸り、前より蓋の開きたるを見ざりつ
るが、覺束あ一とて、御經をみず打移して見けるが、からくと
打笑ひて、大般若の櫃の中を能々搜一見たりと、大塔宮へ居らせ
給ひて、大唐の玄辨^{ミヅマツ}三藏こそ坐一ひきと戯れけりが、兵皆一同

ふ笑ひて、門外へぞ出でにける。かくて、南都邊の御隠れ家も
叶ひ難ければ、即般若寺を御出で有て、熊野の方へぞ、落させ給
ひける。

其道の程三十餘里^リが間よハ絶えて人里もあらりけれど、或ひ高
峰の雲より枕を欹て、苔の筵より袖を敷き、或ひ岩漏る水に渴を忍
びて、朽たる橋に肝を消し、山路本より雨あく一て、空翠常に衣
を濕す。向^{ミテ}れば、萬仞の青壁劍^{カタツムリ}より削り、直下^{ヨリ}バ、千丈の碧潭藍^{クモリ}より
染めり。數日の間かゝる嶮難を經させ給へば、御身も草乍^{クモリ}びれ
果て、流る、汗水の如し。御足の抜け損ドて、草鞋皆血に染ま
れり。御供の人々も皆其身鐵石に非ざれば、皆飢ゑ疲れて、墓々
敷も歩み得ざりくとも、御腰を押し、御手を引きて路の程十
三日に、十津川へぞ、着せ給ひける。宮をばとある辻堂の内ふ置

き奉りて、御供の人々ハ、在家に行き、熊野參詣の山伏共、道迷
ひて來れる由を云ひ乍きバ、在家の者共、憐みを垂れて、粟の飯、
穀の粥あど取出一て、其飢を相助く。宮にも此等を進らせて、二
三日ハ過ぎよけり。かくてハ始終如何有るべーとも覺えざり
ければ、光林房玄尊とある在家の、是ぞさも有る人の家あるら
んと覺一き所に行きて、童部の出たるに、家主の名を問へば、是
ハ竹原八郎入道殿の甥よ戸野兵衛殿と申を人の、所よて候と
申一られば、叔の是古そ弓矢取りて然る者と聞及ぶ者あれ。如
何にも一て、是を頼まばや、と思ひければ、門の内へ入りて、事の
様を見聞く所ふ、内に病者有りと覺えて、哀れ貴のらん山伏の
出で來れが一、祈らせ參らせんと云ふ聲一けり。玄尊をひや、佩
竟の事おそあれと思ひければ、聲を高らかよ揚げて、是ハ三重
サタガ

の籠よ七日打たれ、那智に千日籠りて、三十三ヶ所の巡禮の為
に罷り出でたる山伏共、路に踏み迷ひて此里に出て候。一夜の
宿を貸一一日の飢をも休め給へと云ひたり乍れば内より怪げ
ある下女一人出で合ひ、是こそ然るべき佛神の御計ひと覺え
て候。ヘ是の主の女房物の怪を病ませ給ひ候。祈りてたゞせ給
へらんや、と申せば、玄尊我等ハ、殊山伏よて候間叶ひ候まド。彼
に見え候辻堂に、足を休めて居られ候先達おそ、効驗第一の人
ふて候へ。此様を申さんよ、仔細候ハドと云ひ乍れば、女房大ふ
悦びて、さらば其先達の御房、是へ入れ進らせさせ給へと云ひ
て、喜び合へる事限りア。玄尊走り歸りて、此由を申一ければ、
宮を始め奉りて、御供の人皆うれび館へ入らせ給ふ。宮病者の
伏一たる所へ御入り有りて、御がぢ有り、千手陀羅尼を二三遍

高らうに遊ばきて、御念珠を一疊せ給ひければ、病者自口走りて、様々の事をぞ云ひくる。誠に明王の縛に掛られたる體にて、足手を縮めて戰き、五體ふ汗を流して、物怪即立ち去りぬれば、病者忽に平愈す。主の扶斜からば喜びて、我蓄へたる物候へねば、別の御引出物迄叶ひ候まど、枉げて十餘日是に御逗留候ひて、御足を休めさせ給へ。例の山伏粗忽に忍びて御逃げ候ひぬと存候へば、恐れあがら、是を御質よ給ちらんとて、面々の笈共を取合せて、皆内ふぞ置たりける。御供の人々、上にハ其氣色を顯ハさざといへども、下にハ皆悦び思へる事限あり。

第九章 大塔宮熊野落の事(二)

さる程よ、欲心強盛の八庄司共、いつ一か心變ド色替つて、奇一き振舞共にぞ聞えける。宮のくてハ、此所の御住居、始終惡かり

あん吉野の方へも、御出ひらぞや、と仰らきるを、竹原入道、如何なる事や候べきと、強ひて留め申トされば、彼が心を破らん事も、さすがふ叶へせ給ひて、恐懼の中に、月日を送らせ給ひけり、結句竹原入道ぶ子供さへ、父が命に背きて、宮を討ち奉らんとする企あり、と聞え一かば、宮潛に、十津川を出でさせ給ひて、高野の方へぞ赴あせ給ひける其路、小原、芋ヶ瀬、中津川と云ふ、敵陣の難所を経て、通る道あれバ、中々敵を打憑みて見バやと思へ召され、先芋ヶ瀬の庄司が許へ入らせ給ひけり。芋ヶ瀬宮をば、我グ館へ入れ進らせぞーて、側ある御堂に置き奉り、使者を以て申一けるハ、三山の別當定遍、武命を含て、隱謀與黨の輩をば、關東へ注進仕る事にて候へば、此道より左右あく通一進らせん事、後の罪科陳謝するに、據有るべからば候、去りなぶ

ら宮を留め進らせん事へ其恐れ候へば御供の人々の中に、名字さりぬべあらんぞる人を一兩人給もつて武家へ召渡し候ふ、然らずんば、御紋の旗を給ひつて、合戦仕りて候ひつる支證シテシヨウ是よて候と、武家へ申べきふて候此二の間、何れも叶ふ間敷との御意にて候ひゞ、力なく一矢仕らんぞるよて候と、誠に又餘儀もあげふぞ申入をりける。宮の此事何れも難儀ありと思一召して、敢て御返事も無りけるに、赤松律師則祐進み出で申一けるハ、危をみて命を致そ、士卒の守る所に候されば紀信の詐りて敵に降り、魏豹の留りて城を守る、是皆主の命に代りて名を留め一者にて候ひぞや、免ても角ても、彼が所存解けて御所を通し、進らるべきふてぞよ候ひゞ、則祐御大事に代りて罷り出で候ひん事ハ、子細有アリドきにて候と申せば、平賀

の三郎是を聞きて末座の意見卒爾の義ふて候へども、此艱苦の中に附き纏ひ奉りたる人ハ、一人ありとへども上の御爲よハ股肱耳目よりも、捨がたく思一召され候下、中んづく芋ヶ瀬の庄司が申所實に黙止さきがたく候へば、其安きふ就きて、御旗を下され候にハ、何の煩か候べき。戰場に馬物の具を捨て、太刀力を落して敵ヲ取らるゝ事きよでの恥あらば、只彼が申請へる旨ヲ任せて、御旗を下され候へかと申一ければ、宮實にもと思一召して、日月を金銀にて打て付たる錦の御旗を芋ヶ瀬の庄司にぞ下さをける。かくて宮の遙に行過ぎ給ひぬ。暫ありて、村上彦四郎義光、遙の道に下り宮ふ追ひ付き進らせんと急ぎけるト、芋ヶ瀬の庄司ハ一たあく、道ふて行合ひぬ。芋ヶ瀬が下人に持たせたる旗を見れば、宮の御

旗あり。村上怪で事の様を問ふト一の由を語る。村上、たゞも何事をや、忝なくも四海の主にて御座まし、天子の御子の朝敵御追罰の爲ト御門出有る路次に參り合ひて、汝等程の大凡下の奴原^{タガ}、左様の事仕るべき様や有ると云ひて、則御旗を引奪て取り、剩へ旗持たる芋ヶ瀬が下人の大男を擱で、四五六をうり抛げたりける。其怪力比類無きにや恐れたりけん。芋ヶ瀬の庄司、一言の返事もせざりぬをば、村上自御旗を肩ふ懸けて、程よく宮ふ追ひ付き奉る義光御前ふ跪きて、此様を申へバをば宮誠に嬉しげに、打笑ませ給ひて、則祐^{タカシ}忠^{マサ}孟施舍^{マツシハ}、義を守り平賀^{ヒロカ}智^チハ陳丞相^{ミンジンショウ}が謀を得、義光^{ヨシマツ}が勇^{ヨウ}ハ北宮黝^{キタノミタケル}が勢を凌げり。此三傑を以て、我何ぞ天下を治めざらんやと、仰せられべろぞ忝あき。

第十章 博愛

博愛とい、廣く他人を愛^{アシテ}憐^{ラム}む心をいふあり。凡人間の萬物よ勝れたるは、他人を愛^{アシテ}憐^{ラム}む心あきびなり。人に各この心あるづゆゑに、互に相寄り相集りて、平穏ある生活を營み得るなり。も一人よかの心あく、他人を害^{スル}傷^{スル}ひても、自貪りておのれ一人富み榮えんとする者のをあらば、いふて平穏に人の世を渡ることを得べき。世へさかづら、たけき獸の群のごとく、又敵同志の寄合ひたるが如くあらん。人の人の世よ出づるハ仲間を得ん^ズためなりとさへいふるに、きりとてハ誠よ心細き太とあらざや。然るふ世間よ、間不善の人ありて、他人の難澁^ハ、よく^ハ損失とあることを顧みぬ^ハのを一人のみを利せんと願ひかのれひとりのみ榮えんと、望むものあきにあらば人面

に一て獸心とひのゝる人をやいふあらん。されば人に愛の徳あるハ、ホの世の中を維持する柱とも云ふべく、又土臺ともいふべきなり。さりあがら、ことを施すにもかのづから順序あるべからば。よづ君を愛し、一家を愛し、朋友を愛し、次ぎに一村一郷の人を愛し、延いて一般の國人を愛し、更によと他國の人を愛し、其餘を以て鳥獸草木をも愛むるといふ次第を立つべし。之を親愛を及ぼす順序とひふあり。若已の家を顧みざりて、只他人と睦み親むのみを以て、博愛ありと心得たるものあらば是最大ある心得違にて、其害遂にハ他人の父母をも我が父母と同ドものと考るに至らん。かく而りてハ人の道も立ちがけきば、こぞ國の人民とてへよづ第一に我が國人を愛むること最肝要にて、一日もおきを忘るべからば。博く愛

をるゝ人の道なりとて、外國の人をも、我グ國人と同ドやうに、相親みばてハ他の國々の君をも、我グ天皇と同ドやうに思ふはうへすがへばも、當らぬ事といふべし。もーからんふゝ、愛の徳も愛ふあらぬことあるゆゑ、ホの境をよく／＼考へつゝむべし。

第十一章 歴代の農政(二)

武門政を執るに及び源賴朝、北條泰時、時賴の如き、皆心を民事に盡したれども、要するに、唯訟獄を平にして、奸吏を懲そに過ぎず。農政よ於てハ、著しき功あらば、北條泰時の執權たり。時、族時房を武藏守とし、水土を治めしめんとせしに、功成らばして止み。トあり。泰時時房すら、猶此の如し。其他知るべきなり。足利氏ふ至りてハ、天下亂ふ苦めり。農政の見るべき者あき

ハ固より言を俟たず。古昔田土を數ふるに皆段町の稱を用ゐ
レバ鎌倉の末に至り、始て貫高の名あり。是租金の額を以て、田
禄の名となせるあり。戰國より、其名稱一般と行ひる。然れど
も一貫の額に至りては、各地差等なり。蓋天下亂れより、京畿
ハ錢富みて穀乏しく、遠國ハ穀多くて錢乏しきを以て自此
異同を生ずたるあり。織田氏頗農政に心を用ひ、豊臣氏大に天
下の田畠を檢し、古法を改め、三百歩を以て一段と爲す。徳川氏
最心を農政小用ひ、功亦甚大あり。今委一く之を説き難し。然れ
ども其亡ぶるふ及びて天下尚徳川氏を思ふものは、畢竟其仁
政ありてによるからん。但諸侯各領内を私有し、各地租税の
厚薄あきこと能はず。維新の後ふ至り、明治六年詔にて租税
の法を一にし、田畠の名稱を改めて、耕地と曰ひ、地券を發して、

其價格を定め、地價百分の三を以て、地租と爲せし。明治十年
に至り、又詔にて租六分の一を減じ、地價百分の二分五厘とあ
せり。是一に天皇の斯民を軫念らしめ給ふ聖恩よ基くあり。其
他開墾及農事に奨励を加へ、農民休養の道を圖らせ給ふ。と
悉述べ盡をべくもあらば。我が國民たるものハ、一粒の飯も、祖
宗以來農政を勵ませられし結果あることを念ひて、君恩の
深高あるふとを忘るまどきなり。

第十二章 ホノル、府雜記（濠洲及印度）

此府の南端にワイキ、ト云ふ處あり。金剛山の麓より當り、一
帶の沿岸波靜かにて、激瀾驚濤の觀あり。山麓にハ、競馬場あり。
競馬場の外をカペオラニ公園とす公園の經營頗見事あれ
ども掃除更に行き届うべ。熱帶地方の牧草、恣に繁茂し、池にハ、

我邦移住民の川田糖業圖



日本の蓮ふ似たる草の茂れるを見る。園中を巡るよ、行き逢ふ少年ハ大抵腰を屈めてオハヨと禮をるあり。次に當府の北端に、カメハメハ學校あり。博物館の附屬建築物あり、講堂、寄宿所等隨分行き届けり。此學校に、兼て日本の學習院に勉強したる土人の子供兄弟二名あり。日本語を能くば。生地ハマウイありと云へり。其他エンマ區トーマス區ハ小公園にて、散歩に

宜し。布哇旅館と稱をる逆旅の結構稍佳あり。鹽湖ハ山鹽の結晶一たる小湖にて、英人の所有に歸一、頗奇觀あり。パーリ山ハ峻険にて、風勢非常に強く、立つて歩一難き地一ヶ處あり。當國の政府ハ、王宮の前面ふ在り、中に博物館あり。加奈加土人古代の生活の狀態を知らんよハ、極めて便宜の處あり。我が宮内省より贈りたる金爛の切地を陳列一たるを見たり。

當ホノル、府の商業ハ實に繁忙を極めたり。日本雜貨店一軒、出稼人食用原料取扱店一軒ハ頗收得ありと云へり。當府ふて物品を買ふよ、一物にて日本より廉價あるものあるを見す。店の體裁と云ひ、信用貸の有様と云ひ、洋物の陳列と云ひ、日本の銀座に勝るふと萬々あり。當府中最盛ある町を、アオート町とす。同町のルーウ井雜貨商店ハ最繁昌せる店にて、荷馬車

四臺秤五六臺なり。店の一隅ふへ、大抵二三分間に電話の通ぞるあり。其繁忙ふるふと實ふ非常にて、大丸越後屋本の節季前の頃にても、之に較ぶべくもあらば。然れども手代主人共四人、使役せる上人四五人にて、用を辨ド居るハ驚く外ふ。ギング町のショホノツト店ハ頗壯麗ある金物屋あり。其體裁の見事なるハ當府第一あらん。次に記をべきハ支那町あり。當府の住民二萬五千の中、過半數ハ支那人なきば、支那人の勢力ハ殆白人に劣らば。從ひて支那町にも、隨分壯麗ある店なり。西洋物を尋ねるも、日本物を尋ねるも、支那店にあきものハ殆なかるべ。彼支那人が商賣に長ト居るハ、兼て聞く所あるべ、日本の特有物産迄をも其店より陳列して白人の顧客を待つハ、隨分行き届きたる手際と云ふべ。

十月十四日、比叡金剛の水兵一中隊、當府外マキの横手あるブウアイの廣野に葬り候る日本水兵の墓ふ參詣せり。右の墓ハ、龍驤艦の水兵十二名、明治十六年此地より於て脚氣病に罹り死去したるを葬りたるなり。外より明治九年、筑波艦の一員を葬りたる墓もあり。當府に於て、一中隊の兵卒の列を整へて行軍をさうづ如きハ、珍らるべきふとなれば、戸毎の人の總て門前に佇立し、支那人ハ荷物を卸して仰天ト、土人ハ直立てあきれたる者の如く、馬ハ狂ひ、犬ハ吠ゆるほど、此地に於てハ最面白き出來事なり。喇叭齊々マキ、ふ至り、一回の號令を合図に參拜を了へたり。墓ハブウアイ野の高處眺望絶佳ある處に在り。前面ハ漂渺たる太平海の波、後面ハ嵯峨たる金剛山涼風才ハイ樹蔭にそよぎ金花斷蓬、其間を點綴し、意思凜然たり。聞

説、龍驤艦員の死をるや、慘を極めたりと、魂魄結んで、ブウアイの光景、斯く悲惨なるものか。魂よ歸り去るを休めよ。希くハ此地より留りて、永世外遊日本人の志氣を鼓舞せよ。

龍驤艦員の墓の傍に、出稼日本人の墓數多ひり。各墓表に大日本帝國の五字を認む。此五字能く彼等埋骨者の魂を慰藉するに足らん。國を去りて忘れ難きものひ、大日本帝國の五字あり。大和人種の四字なり。

第十三章 溫波

日光ノ波動ニハ、自大小遲速ノ別アリテ、其小ニシテ急ナルモノハ、紫光ト為リ、其大ニシテ遲キモノハ、紅光ト為リ、而シテ長短緩急ノ間ニ位スルモノモ、亦各色アリテ眼ニ感ゼシム。而ルニ紫ノ光波ヨリモ、猶細微ニシテ其震動更ニ急速ナルモノアリ。

リ、紅ノ光波ヨリモ、粗大ニシテ、震動緩慢ナルモノアリ。此類ノ光波ハ、眼之ニ逢フモ、光ト色トヲ感ズルコトナシ。然レドモ、其紅線ヨリ遲緩ナルモノハ、能ク人ヲシテ溫熱ヲ覺エシムルモノナリ。故ニ其波動ヲ稱シテ、溫波ト云フ。今熱シタル鐵塊ヲ取リテ、之ヲ顔邊ニ近ヅクルニ鐵ノ光ヲ發スルヲ見ザルモノ、劇シク熱ヲ射出シテ頬上ニ觸ル、コトヲ感ズベシ。日光中ニハ、此ノ如ク光ヲ現ゼザル波動頗多クシテ、地上萬物ノ動作變化ハ此闇波ノ力ニ賴ルモノ、甚多シトス。

太陽ノ溫波動搖シテ、地上ニ墜チ來リ、水滴ノ中ニ入レバ、水ノ分子ニ震動力ヲ傳ヘ、之ヲシテ相離解シ、浮游シテ空中ニ昇ラシム。此浮騰シタル水分子ハ、凝聚シテ雨ト為リ、降リテ地上ヲ潤澤スルモノナリ。若溫波ノ水分子ヲシテ、空中ニ飛揚セシムル

コトナクバ、河流ハ涸渴シ江海ハ壅滯シ、人ノ困難幾許ゾヤ。抑空氣ヲ熱シテ、稀薄ト爲シ、空中ニ昇散セシメ、風ヲ起シ氣流ヲ生ズルモノ亦此溫波ナリ。海洋ノ中ニ潮流ヲ生ジ、循環已マザラシムルモノ、亦溫波ナリ。曾テ聞久神仙ハ克ク霧ヲ嘘キ、雨ヲ呼び、風ヲ起スモノナリト。誰カ知ラン、真ニ此業ヲ爲スモノハ却リテ理科中ノ一仙、即溫波ト云フ者ナラントハ。

第十四章 先哲の書簡 賴春水の某に寄セー書

新稿申納め候先にて、諒門益尙亨翁書題案重々御用が度申
ト奉り候。私後充勿無矣、又馬歎を加へば既而がひく事安
トさうじく候。日々の筆書き下書き議り無く、毫も面晤のゆく
宴は再ニ四五度とももうせ無く、拜見仕合は西より仕る可
くと云出一ノモ、度々と拜後相樂みや。ひく之御稿は学

業はきのふは嘗て成さむ所は、ども之孫は懇惄九事アリ
益子の手書は讀成さきて、是をほ次ハ三四葉ふ候らせて、
ほそく益子の手書は樂み奉りまくり候。年年の病氣アリ
候て快復仕合ひ候へども、日々は學物のものありお勤勉アリ
アリ、如何の事すも之無く、殊りちくちく、年間も衰
へや。外様は覺えず、詩は今年より山元ヤモゼく存ドモ
り、且漁洋の仰れや、久ん年書は七十頃より詩無き事、見
覺えず、以何様考究して、私等、之を覺悟と覺えず、
左りひよどりの看書は仕り候、ども風氣の本多す。児
童の為よ少く讒説仕り候、ども易も立のへりに事も之無
く、時と小説も棄下候、ども謂ひえよ色ぎす候をうひ、
學勢の方は、仍更回様は、仍勢多きものより、仍更のとす有

②之より應對も爲りやせ是もお應よ相をさせ
申す事も無る零落仕て去年阿多の志因善次是ハ浪華
已來四十年計の又えを多ハ肥後の大城多十郎と申様の
知者零落兵迫とヤ東海少行ありやは二つ後ふ侍へ
やそのさげとの若述も之毎く又國より其も之毎く又國
の次第に傳藝下さるべくは栗翁やききてハ御靈ふさげ
の所方からぬ書物あど苦ト申後送人の形應ひ申す
りハ書物あど忙しげにてせうそ人固を仰げばアサシのす
と「生立申すひまちうらう又人の生死よて何よてもつみ
一々悉きやくな様よある時申奉出でやだ
海上郵便也既奉在身一既既ハ去年の對が申用渉り無
くお漏みや既上無き太下の既既と申トナリハ古賀殿

契色一宿下して旅飯へ往越へ通宵晤立候の應該共承りヤ
一い志るれ月に帰府歸路ハ舟引下す西邊をめぞとて殊
急至極ふ存ト申申は後小倉小室原家の儒門よ石川元兵衛
今ハ一介と申すり對が日記を抄牛て差一越へ是後脇坂
家臣藤井貞益侯狩嘉善あくよりも古様之も若越へテ
一後古賀殿よりも細書頗りにて凡そ對がへ辞り越へ
申す同様のふ地よりトシ度林家脇坂家主との建向立
構の建議等も以經をさりだらうの想當ありゆ更引れ
ト解人も憲悦仕るべく病トナリト肥前の革場疊脚
才氣、韓人も若膳の連やさううに對の總圖を算り更に
程孫安地勢より申す

車歟ハ此申令成をもて是れ方へもお前消息度申す壯健の

事共すりぬ國庚位と称すなり。出會の節思ひ出さむて
り。然るべく佛へやさしくお誓ひて。持及程多き。すじ
くはちの。萬物の五山諸佛。妙見。及。陳腐と称すなり。け
るを方うても。老撫葉陳腐の一別唱。如仕て。くせば。傳へ下
き。じく。近藤殿搬夷地の。すくは。無く。麻虫の。ゆく。少く。蠣
焼。をそえ。を。所朱。の様。よ。見え。は。ぬ。ふも。搬夷の
す。先。法。教。證。と。お見え。や。ひ。ども。結。如何。と。底ト。すり
若者。も。聞。五年。と。や。人の。筆記。を見。や。所見。も。纂取。へ。添入。す
よ。方。手。と。一。カ。模。沙。那。か。志。と。申。そ。もの。も。見。ゆ。叶。是。ハ
残數。も。少く。さて。極。に。光。大。翻。譯。と。は。古。賀。殿。小。附。き。余。レ
極。に。至。こ。少。く。も。レ。也。何。を。夷。地。の。す。お。と。ぐ。く。底。ト。奉。り。レ
且。ハ。筆。遺。翁。の。玉。也。

萬物。炮制。並精。ア。及。故。古代。の。様。を。る。剖。塗。ア。リ。一。き。つ。す。ハ
無用。と。存。ぜ。シ。キ。テ。仰。ふ。夷。狄。の。榜。狀。測。ア。リ。ト。止。ミ。ハ。源
モ。保。ア。ど。ハ。シ。を。坐。て。見。ゆ。以。テ。薦。牆。の。内。ア。リ。ヒ。繁。色。ハ。炮
制。先。手。ヨ。リ。ハ。勝。家。モ。代。ニ。精。微。ア。出。精。活。ツ。事。モ。相。應。フ。ア。リ
リ。首。と。他。役。ア。ヒ。レ。ア。バ。京。都。方。ヨ。シ。度。ア。ハ。社。モ。掌。觀。を。授
ト。レ。時。や。と。底。ト。る。シ。ア。ハ。四。五。年。を。る。ギ。ヤ。ア。
底。返。事。遲。緩。ア。ル。ヨ。ス。ビ。及。限。は。有。妙。ト。ア。リ。ア。ク。然。此。以。後。ハ
少。シ。シ。縁。ア。シ。の。墨。抄。ア。ハ。眞。跡。ア。ト。様。希。ヒ。ナ。リ。レ。時。ハ
次。宣。モ。ア。シ。ア。ヒ。養。生。の。着。法。保。齒。希。ヒ。奉。リ。ア。ガ。ス。

二月亥。ト。月。廿。日。

字解

同庚 同年ト云

墨妙筆跡ノ

栗翁柴野邦彦栗

漁洋

王漁洋ハ清朝
詩人ナリ

注意

賴惟完春水ト號セリ、藝州ノ人文化十三年ニ歿ス。

第十五章 我の身の利益と公衆の利益

一身の利益の爲に錢を得るハ、固より惡しき事にあらば。然れども錢を得んべく爲に正しき道を踏みもづすことあるべからば。錢を得るには各人の宜しく守るべき制限あり、之を越ゆれば、自曲ふ陥り、世を害する所至るべ。人或ハ普通の方法を以てされば、力の及ぶ限り錢を得るも不可ありと思へども、決して然らば。抑人の國家の恩を受けて、安全に世を送り、衆生の恩を蒙りて、樂らく一生を了せる者あれば、苟正實の人たらんと欲せば、世上の公益の爲に、應分の義務を盡さざるべからば。其義務を盡すことを嫌ふ者ハ、決して正實の人と云ふべからば。文明の政化に沿へ、完全の教育を受け、種々の便利ある物を用

る、安全に生命財産を保つハ、豈盛世の徳澤にあらば。而して此文明ハ吾人の祖先と、吾人の同胞と、歴代の聖徳を翼けずゐらせて、之を致したるものなり。吾人ハ、坐しておの文明の利益を享けあらば、之よ報ゆる所あくまで可あらんや。國の爲、世の爲、力を致さざるべからざるハ、譬ハ猶家族と稱せる、小社會の爲よハ互に其勞を惜まず、相頼り、相助けて、成立せざるべからざるべ如し。

故に人ハ専我ゲ利益の爲、錢を得る事にのみ心を用ひて、世の利益を後まをべき者にあらば。英國の博士アガシス氏ハ、學術上種々の發明を爲し、新派の學校を設立して、世の學問教育ふ大なる功勞あり一人あり。氏ハ元來醫師たるべき、教育を受けたる人あれば、若斯の如く、公益の事業を計らひて、其専門

の醫業に勉めたるんふハ必其所得の金額も多かるべく、一家富榮の福利を享くべりーあらん。然れども、之づ為よ、氏ハ世に利益を與ふべき學術上の發明を為し能ハざりーあと必セり。故に氏にて、醫業のみを專とし、新教育法を實行して、世上に利益を與ふる者ともあらへめば、氏ハ私欲の為に、公益を損ドたる者といふべー。然るに氏の能く一身の利益を得べき醫業に就うべし、世の利益とあるべき學問上の發明に從事一たるハ、實に真正ある處世の道と云ふべきなり。昔より大人豪傑と云ひられし程の人の行ハ、多くハ我の一身の利益よりも、寧世上一般の公益を主として為せるあり。近時岩崎彌太郎氏ハ、俄に空前絶後の財産を造りたる人をども、其始て三菱會社と稱する汽船會社を創設せしハ、決して一身の利益の為に

ハ、ならぞて、全く我の國の為に、航海の權を擴張せんとの、公益心に出でたる者ありと云へり。蓋左もいふべー。何とされば、偉大の事ハ常に公益を謀る人によりて、成る者あきばなり。人の其天性不適合せる事業よつくを以て、一般的の通則と為すべく、又其事業を擇ぶる就きてハ、其事業に由りて、自己の智德を増し、自己と家族との幸福を得べきものを取るハ、其身を立つる第一の要務あり。何となれば、世ハ常に各種の事業に十分ある才能の人を得んとをきばあり。是即人の錢を得るト、宜しく守るべき制限あり。

さきども己と家族との費用に充つるふ足るべき錢を得るハ、各自の義務あり。世に有益ある業を擇び、勤勉して得へきだけの錢を得るハ固より正道の許を所あり。

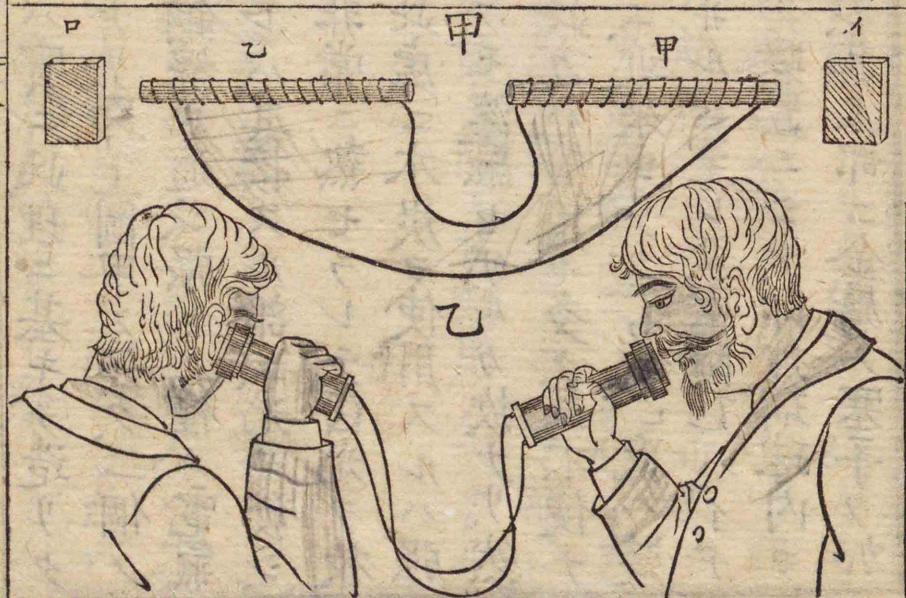
第十六章 電氣燈及電話機

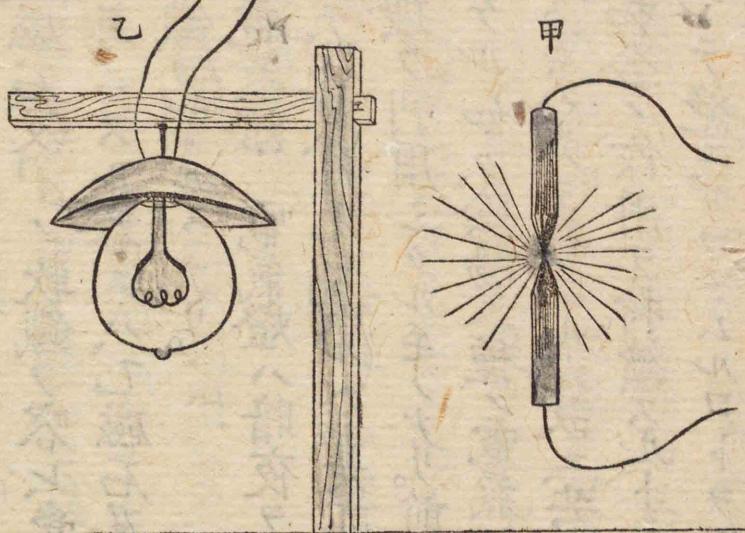
甲圖ハ甲乙兩個ノ磁石ヲ絹絲ニテ包メル銅線ヲ以テ纏ヘル者ナリ。今「イ」ナル軟鐵ヲ取り甲ノ一端ニ或ハ近ヅケ、或ハ遠ザクレバ、甲ノ磁氣力ニ變化ヲ生ズ。斯ノ如キ際ニハ先甲ノ周圍ノ銅線ニ電流ヲ生ジ、遂ニ之ヲ乙ノ周圍ノ銅線ニ傳ヘ、乙ノ一端ヲシテ之ニ接近セル軟鐵凹コ又ハ吸着シ或ハ吐放セシムル者ナリ。

電話機ハ此理ヲ利用シタルモノニシテ、其構造ハ極メテ複雜ナレドモ、畢竟前ノ「イ」ナル軟鐵ヲシテ談話ノ際ニ生ズル呼吸ノ力ニヨリ、甲ノ磁石ニ或ハ近ヅキ、或ハ遠ザカラシメ、從ヒテ乙ノ磁石ノ一端ヲシテ、「ロ」ノ軟鐵ヲ或ハ吸ヒ或ハ放タシメテ、空氣ニ震動ヲ生ジ、之ニヨリ對話者ノ言語ヲ聽取スルヲ得ル。

モノナリ。即乙圖ニ在リテハ發聲者ノ口ニスル器ニハ、乙圖中ノ甲磁石及「イ」ノ軟鐵ヲ容レ、受音者ノ耳ニスル器ニハ、乙磁石及「ロ」ノ軟鐵ヲ容ル、ナリ。

電氣燈 電氣燈ハ暗夜ヲ照ラシテ、其明月光ニ優ルベシ。是亦電氣ノ理ヲ利用シタルモノナリ。前ニモ説ケル如ク、陰陽二種ノ電氣相合ストキハ、光ヲ發スルガ故ニ、若絶エズ和合ノ作用ヲ持続スルトキハ、光ヲシテ絶エザラシムルコトヲ得ベシ。





電氣燈ノ圖

電氣燈ハ實ニ此理ニ基キテ造リタルモノナリ。即上圖甲ノ如ク、二個ノ木炭ニ銅線ヲ通ジ、強キ二種ノ電氣ヲ通ズレバ、其接スル部ニ光ヲ發シ、木炭ハ非常ニ熱セラレテ、白光ヲ放ツベシ。此處ニ木炭ヲ使用スルハ、強熱ニ遇フモ溶融セザルガ故ナリ。然レドモ此方ハ費用モ多ク、且不便ナルが故ニ、近來專「イヂソン」氏ノ裝置ヲ用井ルニ至レリ。上圖乙ハ「イヂソン」氏ノ裝置ニシテ、即玻璃球内ヲ真空ニシ、其上部ニ金屬ノ塞子ヲ加コト勝ゲテ數へ難シ。

第十七章 修學習業

學を修むとハ、學問を勉強する事と、業を習ふとハ、己の爲をべき己ざを繰りうへて、それに熟練するをいふあり。凡人の生れあづらにてて、物ごとを知るものよほらば、玉も磨のざれば、光をもよどざる如し。さきば廣く物ぶとを知りて、賢一き人

とあらんとならば、幼少のときより學問を修め、よき己の爲を
べきことを習ひざるべからば。今や人生れて、六歳とあれば、學
校ふ往き、教師に就きて書を読み業を習ふことなり居れり。
而してその讀む所の書籍ハ、種々の事に就きて、その道理をか
き集め、そきふよりて、読みのことを教ふるものあれば、幼きとき
に、能くこれを學べば、賢き人となるべとを得べし。又算術ハ、
物數の道理を教ふるものにて、人の智慧を磨くにハされよ
りよきものハあらるべ。其外學校よて教へらるゝ事ハ、何よ
よらず、皆才を鍊り智を磨くべきものにあらざるハなし。

第十八章 歷代の軍政(一)

外ハ寇讎の侮を禦ぎ、内ハ奸惡の亂を鎮め、士民をして安どて
業に就くふとを得しむる者ハ兵あり。故に國あれば則兵あり。
是より以後、平時ハ庶民をして、勉めて其業を營ましめ、事ある
に臨てハ、之を徵發して兵伍に編し、兵と農との區別あく、國民
皆兵にして、且農たり。唯別に禁衛の兵ありて、常に皇宮の護衛
を爲し參らせしのみ。神武帝一統の後、功臣の官を地方に承け
て、其職を世襲するもの、漸次其民を私して、殆封建に類する形
を爲し、孝德帝に至り、郡縣の制を定め、悉く部曲私民也を
收めて、公民となせり。當時未軍團の制を定めざりしも、每國皆

兵庫を造り、武器を儲へたり。天武帝の公卿以下に詔へて、甲仗を備へ、武技を習へ、め給ひへ。蓋文武一途を忘れざらへんべく爲なり。持統帝に至り、始て軍團の制を定め、全國の丁男四分一を點へて兵と爲し、其庸調を除き、農隙を以て武を講ぜる。此時より兵農未分れず、養兵の費あくして、養兵の實ありき。而して其京師を宿衛するものを、衛士といひ、一年を期と爲る。暇日を以て武を講ぜる。其鎮西に赴き、邊を守る者を、防人と云ひ、三年を期と爲り、太宰府に近き所の便地を授けて、屯田せしめ且耕且守らしめたり。聖武帝以後、軍政稍弛み、羸弱の兵多かりへば、光仁帝冗兵を汰し、其羸弱ある者ハ皆農に歸せしむ。是より兵馬精強とあり、其力により、一時蝦夷を平定したをとも、兵ハ其業を世襲ることふありゆき。兵農漸分れた

り。其後朝政益弛廢へ、豪民戰功を立てゝ者鄉曲ふ威を振ふと雖、國守等之を制する能をざるに至り、かば兵士の豪横へ日ふ甚へく、朝廷殆其私鬪を禁ぜる能をざりき。而して朝廷の執政大臣へ、兵事を恤へず、武人を視るあと、奴僕の如くへたるのをあらば、藤原氏權を專にそるふ及び賞罰正からば、陽成帝の朝に、藤原保則蝦夷を鎮定する大功あり、而して其賞ハ國司に轉任せるに過ぎず、天慶の亂、平貞盛賊を誅へて、賞ハ五位に過ぎず。かゝりへゆゑ、兵馬の權へ、朝臣の手を離れて、世襲武臣の手に歸せり。此時に當り、草賊亂をなす者あれば、其地方の武士、兵衆なる者に命じて、之を討ぜしめ以て、一時の功を收めたり。而して是等の武士へ、亦各隸屬する所ありて、或は源氏ふ屬へ、或は平氏に屬するが如き様ありへば、次第に源平二

氏の私黨の如くあり行き、遂に君臣の觀を爲さに至れり。源賴信功を東國に立て、賴義、義家相繼て東邊の亂を鎮せしより、東國の武士皆之に服事し、其家人と稱するに至る。是に於て源氏の威望東國よ震ひ、士民殆源氏あるを知りて、朝廷あるを知らず。其後朝廷平清盛をして、西國の兵を統べしめ、以て源氏を制せんとし、一たびハ源氏の威を挫きたれども、清盛の暴横、却て源氏よ過ぎ、朝廷之を如何ともするあと能ハざるよ至れり。既にして源賴朝平氏を滅し、霸府を開きしより、兵權全く下に移り、永く武門の掌握をる所とあれり。後鳥羽法皇之を回復せんあとを圖り給ひて成らば、却て益武門の權を強くせり。

第十九章 シドニー府の繁華 豪洲及印度

明治二十二年十二月二十八日、余ハ佐茂亞島のアピヤ港より

十日の航海を経て、ニューヨーク、サウス、ウエールズ州シドニー府に上陸たり。此時に當りて、余が想像の中に画く所の豪洲ハ、風物疎々たる南半球特別の光景にして、文物壯大、將ふ北半球の生民を凌駕せんとする勢あるが如きハ、余の夢想せざりし所なり。然るに汽船ルーベック號の甲板上立ちて、岸頭を見渡せば、但見る巍然たる壯闊雲表に聳え、シドニー十萬戸の煙突規

シドニー府の港頭



則正しく屋上に林立せり。先眼に入る大建築ハ、曰く羊毛輸出會社、曰く熟皮會社、曰くニユーカスツル石炭商會、一として商業旺盛の證を表示するものにあらざるハなし。ジャクソン港頭、無數の汽船の出入往來、朝霞の間に隱顯し、意氣壯大、眞に南半球の大都會たる面目を現せり。依りて思ふ、一千七百八十八年一月二十日、フライリッブ氏全權委員として、廻送船十一隻、軍人二百人、罪人七百五十七人を率ゐて、此ジャクソン港に着したる時の感想ハ、如何あり、ならんと。又思ふ、金山發見以前の漂流人民が、ボタニー灣の畔に、寂寥ある生活を爲す、轉母國を望で、鄉思の情に堪へば、乃路遠一路遠、吾が英國までハ路遠小、と歌ひ、時の感想ハ、如何なり、あらんと。十日以前、南太平洋中の鬼界の島と聞えたる、佐茂亞より來れる身をも、今昔の

懸隔、轉絶大あるに愕き、只管アングロ、サクソン民族の經營に舌を巻けり。

抑濠洲ハ、ニュー、サウス、ウエールス、ヴィクトリヤ、クイーンズランド、ニューホーランド、西濠斯太刺利亞、南濠斯太刺利亞の六殖民地を以て成り、面積三百萬方英里、タスマニア、ニュージーランドを合せば、其幅員ハ英國に二十六倍、大印度よ六倍、歐洲全土の五分の四に相當せり。

而して、此大洲に殖民を始め、ハ一百年以前のあとよ過ぎずと雖、今や人口ハ四百萬に達んでし、輸出入ハ日本に六倍せり。而してニュー、サウス、ウエールス洲ハ、六殖民地中の長老にして、シドニー、其都府あり。始めシドニーに上陸をるや、そもそも如何ある天魔の力を藉り來りて、彼等ハ僅少の年月に、此大都府

を經營したるかと、只管ふ驚歎に餘念なく、人をして其繁華を構成したる所の遠因及近因を考究する念を失ひ一む。

曾て本國を發して、布哇佐茂亞よ至るや、國勢手に取るべ如く、社會構成の諸原因、貿易の前途、交るべく視察の上に浮み不完全あるかの知らざれども、思ひの儘、國勢の全斑を窺ふを得たり。然るに文明の大都會に至りて、事物甚複雜を極め、心中既に充分の驚歎を生下たきば、先專勢に調查し、親しく實地の試験を爲したる上に非ざれば、何事も判断一得べらばと思考せり。

シドニー府ハ小倫敦と呼稱し、都府の性質、倫敦と毫も異なる所あり。されば今此都府の繁華を評記せんとするハ、倫敦巴黎の事情に通じたる人よりつてハ無用の事に屬せり。唯願ふべ大有をるうを明らかに在り。

都府の繁華に心醉せず、そび繁華を來たる遠因及近因を考究し、特は此大都會の日本貿易の前途に、如何ある關係を有をるうを明らかに在り。

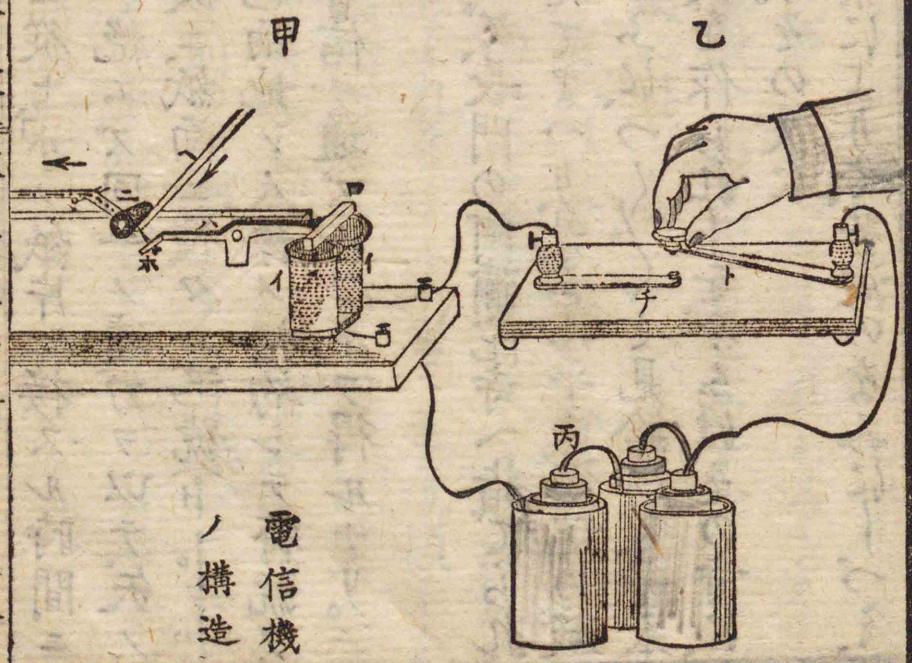
余ハ上陸して後、直にキング町の旅館に滞留し、日本より携へたる雜貨の殘品を處分せり。佐茂亞にてハ、非常の利益を得たれども、此府みてハ、非常の利益を見るふと能はず。先相應の賣口を得たり。用事終るや、市中の巡覽に日を送れり。今日ハ、勸工場よりきて、場内の園池より噴泉遊り、電燈影青きふ驚き、明日ハ、功咲御殿に行きて、五百の客房、數千の人を容れ、室内壁ふく、戸なく、姿見の鏡、四方に反映せるふ眩目し、センド、メーレー敎會の壯麗あるに膽を消し、プリンツ演劇場の盛大あるに魂を飛もし、見聞の事、一とて東洋の孤客を驚かしめざるハあ

シドニーふハニケ月間滯留して、直に他の殖民地に向へり。

第二十章 電池及電信機

電氣ヲ利用シタル器械ノ中、最人ニ便益ヲ感ゼシムルモノハ、電信機ナリ。今其構造ヲ略述センニ、次圖甲ノ「イ」ハ絹絲ヲ以テ包ミタル銅線ヲ纏ヒタル軟鐵ニシテ、其上端ヲ離レテ、口ノ鐵片アリ、「ロ」ハ、ノナル横杆ノ一端ニ附着ス。ハノ他端ニハ、ボノ鐵筆アリテ、螺旋ノ作用ニヨリテ、ハナル紙片ト、僅少ノ距離ヲ以テ相對ス。以上ハ音信ヲ攝受スル裝置ナリ。乙丙ハ音信ヲ發スル裝置ニシテ、丙ハ電池乙ハ音信ヲ調節スル器ナリ。トチハ金屬製ノ小板ニシテ、離合ヲ自在ニス。今丙ノ電池ニ發生セル電氣ノ兩極ノ一ヲ甲ニ他端ヲ乙ニ結托シ、更ニ乙甲ノ間ニ連絡

ヲ通ジタル後、トチヲ接スルトキハ、甲乙丙ノ間ニ、電流ヲ見ルベシ。而シテ、「イ」ノ軟鐵ハ、一時ノ磁石トナリテ、「ロ」ナル鐵片ヲ吸引シ、從テ、「ロ」ナル横杆ノ一端ヲ上げ、「ロ」シテ、「ロ」ナル紙片ニ觸レシメ、紙ニ痕迹ヲ留ムベシ。然ルニトチヲ離ストキハ、「イ」ノ軟鐵ハ、磁氣ヲ失ヒ、「ロ」放チ、從テ横杆ノ一端ヲ下ゲ、「ロ」シテ紙片ヲ離レシムベシ。斯クテ乙ナル



「ド」チノ相合スル時間ノ長短ニ從ヒ、ボノ紙片ニ接スル時間ニ長短ヲ生ズ。而シテ「」ナル紙ハ絶エズ同一ノ速力ヲ以テ、矢ノ方向ニ運動スル裝置アルガ故ニ、紙面ニ種々ノ記號「ド・ド・ド等ヲ留ムベシ。此理ニヨリ甲乙兩地ノ人豫メ相約シテ符號ヲ定メ置キ、之ヲ文字ニ譯シテ、音信ヲ通ズルコトヲ得ルナリ。

第二十一章 平家蟹

鹿苑院義満公、西國下向のついで、長門の阿彌陀寺へ詣でられしに住僧世にいふ平家蟹をたてよつり、是あん平氏怨魂の凝まる所と申し傳へ侍るといふに、つくづくと見給ひて、壽永元暦のむうーを忍び、哀悼の文を作られーを、今あほその寺に、藏せるよーあるふみよ誌せり。その文に

嗚呼悲哉、三界流轉の修羅の業によりて、苦海のまみにづみ、

かゝる蟹のものゝこと化生セーものか憐むべー憐むべー。もぎー元暦のいにーへをも、いまの事よとあやまたれ、もろきよみだ袖にあまる。つら／＼人間盛衰をあんずるに、只是かんたん一時のねむりふもたらば、平家わづかよ二十餘年のわぶりも盛者必衰の夢のうちにきこりて、づひに東夷の武威ふくだかと、壽永の秋の一葉に棹さーて、西海の波濤よたゞよひ、浮沈のあがれに身をよせーも、いとあまれなりー有さまあり。頃トモ元暦二年の春のあらば、官軍諸所の軍にうちまけて、筑紫ぞさーて、落鹽の天子をはづめ、月卿雲客も皆一蓬の漏露に涙を比一帆を飄泊の浪によかせて、豊前の國、柳がうらに着かせ給ひて、バーハ君宸襟を休めたまひーかバ、官軍一まづ安堵の思ひをあせり。斯りーともうふ、三月二十二日とうや、かもひざる

に、範頼、義經、兵船數千艘にてかゝよせ、幡旗を春風にひるがへ
し、矢をいるふと雨のごと。櫓聲棹歌ハ天をふるハ、鯨波の
數聲、海底をとゞろつほ。されば兵ハ凶器、武ハ逆徳といへど
も、王土に身をよせーもの、ふ共ハ、もうらば七重八重ふうち
かこむ。官軍いまをかぎりと、軍をといへども、天運微にして、た
ちまたまけ、女院いけどられ給ひ一のばいよいことをまであり
と、二位の禪尼を、み出で、安徳天皇ハきいの君をひだりの脇
にいだき奉り、右の手に寶劍をぬきもち、海底より飛びいりたま
へば、諸卿・百官・諸司平家の一ぞく、公達も、一つなづれふ、身を
づめ、水の泡立つ時の間よ、消えて姿もあきあとハ、よせ來る浪ぞ
名残ある。そもそも、官軍此蟹と化生をると、いうあれば、なき
ぬ海路のたゝみひふ、七手八脚て、だてつき噴恚強情のうらみ

きえやらば弘誓のふねよほだされ、隨縁真如の浪かこつて、八
苦のうみにしづみほんのふの波瀾にたゞよひて、萬卒のこん
ぢく、天源ふかへる事あこひず。終よ水底にるてんて、よる所
なきよに、蟲よ化して、此かにとあれるもの歟。今かれびをぐ
たを見しよりも、むかゝのあちきふ袖ぬれて、

過一世後、ひちきよ沈む君づ名を、

とうじ免置ぬる門司祐關もくり。

まごとあき身の今かよと生れきて、

浪のあはれよしづむとのなき。

字解

鹿苑院義満(足利義満公) 平家蟹(蟹ノ一種ナリ俗説ニ平家一
者ナリ讀岐ニ多シ) 三界流轉(過去、現在、未來ノ三界ヲメガ
ノ業(佛法ニ地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上ノ六趣アリ故ニ修羅ハ畜生
ヨリ高ク人間ヨリヒクキ境界ナリ修羅ハ梵語ニテ天ト云フ義)

ナ カんたん一時の眠生ト云フ少年ガ 邯鄲ノ地ニテ長キ夢ヲ
 リ ミタリト云 フ故事アリ 女院建禮門院ト申サル安徳天皇ノ御母ナリ 弘誓の船ふはだされ
 弘誓ハ佛經ノ語ニテ佛ノ弘ク衆生ヲ濟ハムトノ誓其誓ノ深キヲ
 ニタトヘテ弘誓ノ海ナド云フコトアリ。ほどされトハツナギトメラ
 ル、コトナリ此處ニテハ單ニ天子ヲ奉ジテ再平家ヲ興サントテ
 船ニ乗リテ敵ト戰ヒタル其船ヨリ海ニ入ルコトヲ口惜シク念フ一念
 ガ成佛スル妨ゲトナリソレニツナギ
 トメラル、ト云フコトニアルベシ
 ハ佛語ニテ平タク言ヘバマユトノ道ト云フ如シ真ノ道ハ水ノ如ク
 ナレドモ種々ノ縁ニシタガヒ水ニ浪ヲ生ズコノ處ハ一念ノ妨ニヨ
 リ真ノ道ヲカキミダ
 リスト云フコトナラン
 天源ホカへる成佛シテ涅槃ニカヘルコト

注意

此篇ヲ教フルニハ佛家ノ因果應報ノ方便説ヲ概略ニ
 示シ、義滿公此説ヲ信ジ、平家一族ノ最後ノ妄念凝リ蟹トナ
 レリト思ヘル由ヲ語リ、其心ニテ全編ヲ解セシメ、同時ニ平
 家蟹ハ其實決シテ斯カル者ニアラザルコトヲ、動物學上ヨ
 リ概略ナリトモ説キ示スベシ。

第二十二章 邯鄲の一夢

支那の唐の世に、呂翁と云ふ者ありけり。此翁仙術を得たりと
 言ひ傳へて、或る時邯鄲と云ふ地より行き、ある家に息ひて、一の
 襟の中に隠れて、座せよ。盧生と云へる少年の賤き者の着
 るべき、短き粗布を纏へるが、青毛の駒を打ち乗りて、同ドく此
 所ふ來の通りなり。盧生呂翁と共に物語りて云ひける。我が
 衣へかく敝れて、哀なる様あり。大丈夫世に生れて、かかる淺間
 一き様にてあらんと、口惜うらずやと。呂翁云ひける。汝
 何とて、かくまで身の困窮を歎くぞやと。盧生の云ふ吾常に
 學に志へかば、必用あられて、官職を進むべーと惟ひーふ。
 今已よ壯を過ぎたをども、猶畓畝につとめ耕をハ、困窮したる
 ふらばやと。言訖りて、目くらみねぶとき事を覺ゆ。其時家の

主人ハ黍を蒸して居たるが、呂翁ハ囊の中より枕を出して、盧生に授けて、汝此枕を以て眠らば、萬づ志の如くあらんと云へり。盧生其枕を見るに、青き磁マグネットにてつくり、兩の端に竅あり、首を免れて、其竅を見れば大に明らかあり。よりて身を竅の中に入られしに奇一きかふ、盧生忽吾ハシモトが家に歸れり。後數月ありて、清河と云ふ地の豪族、崔氏の女を娶り、其明くる年、進士に舉ばれて、及第し、渭南と云ふ地の尉となり、間もなく、監察御史に遷り、更ふ起居舍人知制誥と云ふ高職より轉ぜりが、二年を経て同州を典どり、陝牧に遷り、河南道の採訪使をも領せりとき、朝廷に徵されて、京兆尹とて、本朝あらば、東京府知事とも云ふべき重職に就けり。其時戎狄兵を起して、支那シナを侵へ、あわび御史中丞河南道の節度より除せられて、征討の軍を統べ、大よ戎虜を

破て功あり。因て吏部侍郎より轉ド、遂に戸部尚書御史大夫とて内務大臣ふも比をべき高官より昇りつめりが、故ありて端州の刺史に貶され、又三年にして、徵されて常侍となり、程なく中書門下平章事と云ふにありてを、讒言せられて、官を止られ、驩州に流さるゝあと數年、ゆるさきて後進て中書令となり、燕國公より封ぜられぬ。此時盧生に子五人、孫十餘人あり、年八十にして、病みて命終ると覺えりが、死びて、夢の覺めぬ。其身其儘、鄆の家にあり、呂翁も其傍に座せりが、主人の蒸す居たる黍も、いやすど熟せざる間ありて、おはこれよりに、昔の物語にいあをど、近く各自の身の上ふも、ひかされて、いと興あることにはらばや。夫名聞利益の世の人の普く望む所あれば、是を求むるもと、惡一とよひあらねども、ひたすら名利の結縛

よほどされて人の行ふべき仁義の道をも顧みず慾と目くらみて、眞實の人の道を忘れ、一生を夢の如くに送る者ハ皆是盧生の一炊の夢よ身を托する者なるべし。

第二十三章 先哲の書簡 十時半藏より中村芳中に贈り一書
一章始と發て海居の前旅情佳ゆけ新成さを賀。一
をりはあく離居うへ領けぬ傳てあく承トありば
を曾谷林莊あど時ニ生シ化のほ峰ひゆー形りやひあーと
此音追て言葉辭句繁榮と承り年々祝しておりは年來大
よほふげ法よみび奉をよ賛さむ

一 木妻肅相乃ねらをほ西紀より海よ珊瑚樹の生る
よすと鑑之ふ事りゆひ所写呈も揮坂也

一 嘗度ハ三月十日より左ひる迄京都上澤の様を見

きやひをつては嵐山よ晴れ頬赤か郎生ひ大袖後介、阿部翁
後ち、園左兵衛尉もどニ愛吹あど一書畫詩歌かもひく
樂を極むやくおあーる隣りきバ

梅崖

ももくよすちりもやもよ見よくもが、
かにひどー秋山獨裁。

嵯峨

我の桜よ花もさき一ヶあどてかく、

よすのきつとふあくろをうる。

祐は長りきバ略一ぬ最よ僕あどひは病の病害放先よ
まきのゆくわ強えもて准モル等一ふくー形り左
りて書畫りと相樂みやひを境の如く華えを承り熟氣

経事へひるの故きうそとおもてたす。やくは牌もせよ長島よ帰り
あらゆるは生倉の雅空ハソウのぐ承り度海じあり。お
のが様まやくを度するどもえびりへとあ詳あるもと
能しげ此般は海が下さるべくおまかの舟宿の時を取
むるをあそ

六月三日

十時半藏

賜光押

中村芳ナ様

注意
十時半藏ハ梅崖ト號ス、浪華ノ人ニテ長島侯ニ仕フ文
化元年七十三ニシテ歿ス。木世肅ハ木村吉右衛門ト云ヒ
シ人ノコトナリ。

第二十四章 智能德器

智能とハ智慧と才能とをいひ、德器との徳と器量とをいふあ
り。中にも智慧と徳とを眼目として見るべし。物の道理を知り、
事の善惡を辨别するハ智の活用にてて、彼の忠孝友和の大道
を己の身に修め之を行ふに意を用ゐざるも自然より其道に違
ふふとをきハ即徳なり。されば智と徳とハ車の兩輪の如く、鳥
の雙翼の如きものあれば徳なき人ハ、いのほど智ありても、只
是一の藝人にてて、人を懷け人を服せるに足るべき大業をな
れど能はず、又徳ありても、智あきときハ、己の一身を守る大
とのみ堅くして、世を救ひ人の爲を謀ること難いので。さる
により人々常に智と徳とを併せ備へんあとを心掛くべし。こ
の二つハ人々生きあづらにて保つといへども之を養ひ育
つるよハ學問を修め、己の爲をべきことざと習ふこと、最以て大

切あるべ一務むべ一、勵むべ一、我の身のためよ、國家のため
ふ。

第二十五章 磯丸ノ傳 芳野金陵

磯丸ハ參州伊羅古崎ノ漁夫ナリ。名ハ半之丞糟谷氏ナリ。村ハ海中ニ斗出シ地皆白砂ニシテ農作スベカラズ、闔村漁ヲ以テ命ヲ爲ス。半ガ家甚貧ナリ。夙ニ父ヲ喪ヒ、善ク母ニ事ヘテ孝ナリ。鄉曲ニ稱セラル。母嘗テ疾メリ、之ヲ療スレドモ效ナシ。乃伊羅古明神ニ禱リ、毎旦水ニ浴シ、裸跣往テ拜ス。祁寒酷暑、若クハ風フキ、若クハ雨フルモ、未嘗テ一日モ廢セズ。會旅客アリ、社ヲ仰テ扁版ノ國歌ヲ誦ス。半問テ曰ク、誦スル所何事ゾヤ。曰ク和歌ナリ。曰ク是上古神明ノ傳フル所カ、將人ノ作ル所カ。客笑テ曰久亦人ノ作ル所ノミ。曰ク學デ能クスベキカ。曰ク可ナリト。因テ略其法ヲ授ケ、且曰ク、歌ハ至誠ヲ以テ本ト爲ス、此ヲ以テ心ニ存セバ、感觸言ニ發シ、以テ天地ヲ動カスベク、以テ人神ヲ感ズベシト。半大ニ悦ビ、謝シテ還ル。茲ヨリ喜悲笑驚、凡耳目ノ觸ル、所心意ノ動ク所、一二皆之ヲ詠歌ニ發ス。半本丁字ヲ知ラズ、故ヲ以テ意餘アリテ言違セズ。人傳ヘ以テ笑資ト爲ス。而シテ半恒ニ曰ク卒然トシテ法ヲ祠前ニ受ケタリ。吾ガ歌ハ必明神ノ冥贊ニ出デシナラン、然ラザレバ、吾儕鄙人惡ゾ能クスニ與カラント自信ジテ疑ハズ。其天資朴直ナルコト、大率此ニ類ス。村ハ淡路守戸田侯ノ封邑ニ係ル。縣令某國歌ヲ善クス其志ヲ嘉シ、時ニ徃テ古歌ヲ講授シ、且其詠ズル所ヲ刪正シ爲ニ國字ヲ書シテ與ヘ之ヲ學バシム。居ルコト數年、詞稍修マル。期滿チテ令還ル。吉田驛ノ藥鋪ノ嫗、歌ヲ大納言芝山持豐公

ニ學ビ名旁近ニ噪シ。今ニ繼テ諄誨シ業大ニ進ム。其合作ニ至
テハ天趣高絶古人ノ及ビ易カラザル者アリ。一日嫗謂テ曰ク、
吾將ニ伊勢太廟ヲ拜シ、納言公ニ京師ニ謁セントス、汝能ク從
フヤ否ヤト。半謝シテ曰ク、幸甚シ、然リト雖、一日漁セザレバ舉
家餓ウ、敢テ辭スト。嫗又喻シテ曰ク、苟負擔ノ勞ヲ執ラバ、吾將
ニ家人ニ資給シ、之ヲシテ飢困ナカラシメンノミト。半大ニ
喜ビ、還テ之ヲ母ニ復ス。母悦、テ之ヲ允ス。乃從テ京師ニ入り、納
言ニ謁ス。語次半ノ事ニ及ブ。公召シ見テ、試ニ命ジテ道寄、戀ヲ
詠ゼシム。公吟誦數回、稱シテ曰ク、是洵ニ純乎タル天籟ナリ。自
然ニ格ニ入レリ、思邪ナキニアラザレバ何ヲ以テカ之ヲ能ク
セシ、圖ラザリキ。古人ヲ今世ニ視ントハト咨嗟之ヲ久シクシ
因テ號ヲ磯丸ト賜ヒ、爲ニ之ヲ揄揚ス。名衣冠ニ噴々タリ。還ル

ニ及デ遐邇傳ヘ稱シ、以テ奇榮ト爲ス。天使ノ東下及公卿ノ東
海ヲ過グル者、徃々路ヲ迂シテ其廬ヲ訪フ。名聲隆々トシテ起
ル。是ニ於テ土人相議シテ曰ク、吾ガ土僻陋ニシテ、衣冠ノ親臨、
未嘗テアラズ、而シテ今始テ有リ、土ノ榮タル大ナリ。シカモ敗
屋陋窻ナルハ亦土人ノ辱ナリト。因テ力ヲ戮セ、貲ヲ捐テ屋ヲ
構ヘテ之ニ與ヘ、且推シテ里正ト爲ス。磯丸大ニ愕キ、堅ク拒テ
曰ク、吾無能無識ニシテ、且寒族タリ、何ゾ敢テ當ラント、衆強テ
舍カズ因テ邑正ヲ辭シテ、其居ヲ受ケ、但名流ノ過グルコトア
レバ、毎ニ之ヲ此ニ延ク、去ルニ及ビ、輒鎖鑰シテ家ニ還リ、漁具
ヲ修繕シテ兒孫ト事ニ從フ。未嘗テ諷詠ヲ以テ務ヲ廢セザル
ナリ。嘗テ謂ク、父母ノ恩ハ重大ニシテ、物ノ此ニ比スベキナシ。
苟此土ヲ履ミ、此毛ヲ食フ者ハ領主ノ恩亦重シト、因テ毎旦洮

類シテ明神ヲ望ミ之ヲ拜シテ領主及母氏ノ壽康ヲ虔禱ス。後歌ヲ學ブニ至リ、師ノ爲ニ之ヲ禱ルコト、亦然リ。終身未嘗テ廢惰セズ。老テ母ノ艱ニ居リ、哀毀制ニ過ギ、慟哭人ヲ動カス。嘗テ瘧ヲ患フル者アリ、藥餌驗ナシ。曰ク歌ノ德ハ神ナリ、吾將ニ之ヲ磯丸ニ請ハントスト、人ヲシテ來リ請ハシム。乃洗心淬精シテ、詠シテ之ニ與ヘケレバ、果シテ痊エタリ。是ニ於テ四方喧傳シテ、益之ヲ異トス。狐狸ノ人ヲ魅スルモ、蝗蟲ノ物ヲ害スルモ若クハ晴レ若クハ雨フルモ、就テ禱祈ヲ求ムル者、徃々驗アリ。嘗テ天龍ノ支流ヲ過グ時ニ霖雨新ニ歌ミ、水勢奔突シテ將ニ岸ヲ拔キ去ラントス。土人謂集シテ之ヲ捍グ。磯丸ヲ知ル者アリ、指シテ曰ク、翁ハ磯丸タリ、其歌神妙ニシテ、禱禳スレバ必効アリ、盍ゾ試ニ之ヲ請ハザルト、迎拜シテ懇求ス。磯丸曰ク、水心

ナシト雖、至誠何ゾ動カザラント、盥漱シテ默禱シ、詠ジテ紙ニ書シ之ヲ竹竿ニ挿ミ、堤上ニ樹テ去ル。夜ニ至テ大風竄ニ起リ、迅雷驟雨ヲ挾ミテ至ル。家々震怖シテ曰ク、堤將ニ拔ケントス。水將ニ至ラントス、居ルモ亦死ス、走ルモ亦死ス、死ハ一ノミ、星散シテ死センヨリ、聚首シテ俱ニ魚腹ニ入ルニ若カズト、團巒シテ死ヲ待テリ。曉ニ至リ、風濟マリ、雨歇ミ、水終ニ至ラズ。人々驚キ喜ビ、戸ヲ開キ堤ヲ望メバ、堤自若タリ。趨リ往テ之ヲ覩レバ、水勢轉移シ、堤ヲ避ケテ逝キ、永ク水害ヲ免レタリト、土人稱シ云フコト、今ニ至テ止マズ。磯丸嫁娶ノ事畢テ、江戸ニ遊ブ。公卿爭ヒテ之ヲ延久、但馬守遠藤君、伊賀守新見君、尤之ヲ寵異シ、常ニ二君ノ邸ニ居宿シ。木南文亮、高千春ト密友タリ。没スル年八十左右ナリキ。夫言肺肝ニ出ズ、精誠ニ發シ、毫モ智巧

ノ私ナキ者ハ以テ天地ヲ動カシ人神ヲ感ズルニ足ル世ノ國
歌ヲ詠ズル者之ヲニセザルナキモ徒ニ其言ヲ聞キ未其事
ヲ見ズ。今磯丸ニ於テ之ヲ見ル是豈偶然ナラシヤ。其人至性ア
リ、又能ク師ヲ重ジ、領主ヲ尊ビ、心ヲ居キ行ヲ制スルコト、正直
ニシテ、一ニ思邪ナキヲ度フ。三百ノ作者ト其妙ヲ同ジウスル
所以ナリ。方今ノ此技ヲ能クスル者、命意新ニ、措辭奇ニ、巧ハ
則巧ナリ。而レドモ言皆偽飾ニ出ヅ。太平ヲ粧點シ、休運ヲ鼓吹
スト曰フト雖毫モ風規ヲ補フナシ。嗟乎磯丸ノ事、特ニ歌ノミ
ニアラズ、感スベキ者アルカナ。因テ木高ニ子ニ聞ク所ヲ綴リ
テ之ヲ傳ヘ以テ後ノ復歌人傳ヲ編ム者ヲ待ツ。

字解

名衣冠ニ噴々タリ衣冠トハレキレキ思邪ナキ心ノ正シキヲ
云フ詩經ノ駒

ノ篇ノ語ナリ論語ニ詩三百一言以テ
之ヲ蔽フト云ヘルモ此語ニ基ケリ

三百ノ作者

詩經ニ載セタル
三百篇ノ詩ヲ作

リタル入祁寒大寒ト云フ如
等ナリシ詩經ニ出づ

第二十六章 源烈公の蟄居 小中村義象

近世史上ふ其名最高かりー水戸烈公ハ東京本郷ある駒籠の
邸にて、人と爲りたまひき、初會澤安後、吉田會世等、文學にて仕
へたり。嘉永年間、米艦浦賀に寄せ來トより、人心の騒動、大方
をうば。幕府乃公を延いて謀ふ與らしめーに、公ハ彼の請の不
當あるよりして、くりかへー述べて、ともあくも攘夷の覺悟然
るべーと言ひ放ち給ふ。幕府公の果斷に驚き、其謀をあさざる
のみう果てハ、公の直言を忌みて、駒籠の邸に幽閉せーむ。こを
專井伊大老の取計ーありとぞ。時に安政五年七月五日なり。
夜半ばかりの事にて、雨さへなどろ／＼降りーきるに明
るを遅ーと移り給ふ。即一室を掃ひ清めて、麻の上下を着けて

正坐ト給ひ、侍臣より命トて、戸障子を以と嚴しく閉ぢさせたも
ふ。されば蒸を如き暑さにも、隙洩る風もなく、さへ入る月の影
だふもあし。かくいぶせき御住居も、つゆ怨々賜へる氣色もふ
く、終日暗中に端坐ト給へり。或日、侍臣等、餘りよ閉ぢ込めての
みかをトよさば、御體いと弱いらせ給ふらん。をこ一 日月の光
を入をばや、と申しければ、吾罪を得、身にて、いあでか日月の
光を仰ぐん。されど、かくてのみからば、實ふ氣かよをすぞ、惡か
るべし。今より朝毎に、大なる火鉢に焰硝をくべよ、と仰らる。侍
臣等承り行ふに、暫一の程ハ、煙一室に籠りて、堪へ難き様あれ
ども、後にハ氣のかなりたる心地にて住み善かりきとぞ。

八月の半ば頃、残暑堪へ難くて、人々風を命を頼むよ公ハ猶閉
ぢ籠めてのみかをトよられバ、侍臣共争て今日のみハ明け

候ハんと言ふよ、例の聞入れ給ハば、強て乞ひ申せば、さらば少
しづゝ細目に明け、罪ある身の畏こきふと仰せ給ふ。

大夫人、公の衣の垢つきて、見くる一かめるを思へやりて、紗も
て新よ調へて、送らせ給へり。公直よ着換へ給ひ一かど、猶おほ
すあとやありけむ。幾日も經ぬよ又本の服にうへさせ給へり。
此御服、今猶水戸よ遺れりと云ふ。この駒籠の邸と曰ふ、常にか
もる所にあらざれば年頃人も今まで修繕へ給ひ一あともな
く、庭中の蔓草階を侵して、塵埃堆く、軒端もやぶれて、僅に風日
を覆ふをありありーを掃ひ清むることさへ、許へ給ハざれば
今ひいとゞ荒れ果て、おそろーきまでに成れり。かくて明年
の秋、やうく許されて、水戸よ下り給ひ、又是より先弘化の始
めつう、公罪を得らきーときも、猶古の所に押し籠められ給

ひて、一向に慎み戒められきと云ふ。

あれ國の爲君の爲とのみ思ひもかられしに事の行はれざるのみか、うゝるめにさへ逢ひ給ひ一、如何に堪へ難かり一あると多かりけむ。されども、怨むことなく、憤るおとあく、がく自深く慎み戒めたまひ一、公のうねて朝廷を重んじ、幕府を貴ばれしに依れるなりけり。己が身に、誠の罪を得てだよ、猶言ひ逃げんことを、今世のゝれものゝ、最善き戒めあらばや。水戸の人、内藤心叟翁、會澤翁の門人なり。嘗て己に、おの事を物のこれらき。己年頃第一高等中學校に職を奉じて、朝夕出入かるに、公の駒籠の邸へ、即我の校の在るところと承れば、仰慕の情愈止み難くて、其大略を記へかくふなん。明治二十五年七月五日。

附記

徳川齊昭公略傳

齊昭公字ハ子信、景山又ハ潛龍閣ト號ス。幼ナルトキ敬三郎ト稱シ、後治教ト名ヅケ更ニ齊昭ト改ム。其薨ズルトキ、自謚シテ烈公ト云フ。寛政十二年江戸小石川ニ生ル。治紀公ノ第三子ナリ。年四歳ニシテ、舉止成人ノ如シ。父ニ請ヒテ曰ク、兒ハ乳母ヲ須キズ、士人ヲ以テ之ニ代ヘント。此年始テ孝經ヲ讀ミ、明年和歌ヲ作り、九歳ノ時鳥銃刀槍ノ術ヲ學ズ、長ジテ後、學古今ニ通シ、頗卓見アリ。封ヲ襲グニ及ビ、銳意改進ノ政ヲ行ヒ、海内其風采ヲ想望ス。平居天朝ヲ尊ビ、幕府ヲ敬ヒ、夷狄ノ患ヲ爲スヲ慮リ、守禦ノ術ヲ講究ス。而レドモ其論毎ニ執政ト合ハズ快々トシテ薨ズ。識者之ヲ

惜メリ。

第二十七章 公益世務

人として、我の家の繁昌あらんことを希ハぬものハなかるべし。是人情の自然にして、又其家に對する務あり。國よ對するもこれふ同様く、我の國の繁昌ならんことを希ふハ國民たるものゝ情にてて、其繁昌を致さんため各その力を盡をハ、國民たるものゝ本分といふべし。さらば、如何にてて國の繁昌を計るべきかといふに、公益を廣め、世務を開くの二事にあり。公益を廣むとハ一人一個の利益を計らひて、廣く一國全體の利益を計ることを云ひ、世務を開くとい、目前些細の事を彼是をるにあらばして、廣く世の中の利益とあるべき事業を起をふとを云ふなり。たとへば、教師とありて、多くの人を教ふるも

山を穿ち、橋をかけて、道路を通せるも、鐵道を敷き、船艦を造りて、運送の便利を助くるも、皆公益を計るにあらざるハ無し。その外、道具機械の發明改良など、世のため人の為となるべきおとをあをハ、是よと公益を廣め、世務を開く手段あり。されば人々如何に學問を修め、業務を習ひたりとて、世のため國の為公益なくば、何のかひうらん。斯く世のため國の為を謀らんふハ、少年の時に、深く學問を修め、智識を磨き、身の行を正しくし、他日成長の後に、ひとこと有用の人たらんふとを心掛くべし。そのあらべき事柄ハ、固より一樣あらねども、農工商とも、其目的とをるところ、各の本分を盡すにあをば、世のため國の為を謀るべきおとを、少しも異なる所す。又學者、官吏、貴くして、農工商の賤きものゝやうに思ふ人あせど、是等の共よ世

界に關くべらざるものなれば、固より何れを貴一とし、何れを賤一とするなどの區別あるべきことをふ。唯その業に巧にして、之を能く勉め勵むものひ貴く、その業拙きが上に、常ふ怠りうちあるものひ賤一と知るべし。

第二十八章 歴代の軍政(二)

兵權既に武門に移り一より、朝廷復軍政ふ。將家各其威力を用ゐて、海内の兵を控制せり。其始ふ當りて、兵農分るゝと雖、兵皆土着し、其富豪ある者ひ多く子弟從卒を養ふ。之を大名小名と曰へり。朝廷征伐の命あるときへ、各其徒屬を率ゐて戦に趣けり。此時に方て、東國の兵ひ、多く騎射を主とし、關西の兵ひ、多く歩戦を主とし、鎮西の兵へ、兼て水戦も習ひ一ぶ源氏の頃より、關東の兵も亦往々太刀、長刀を用ゐて、弓矢に代ふるふ至

れりと云ふ。之を要するに、其兵を用ゐる主とて天資の勇力に賴せり。後醍醐帝の朝上及び、楠氏父子の兵を用ゐる頗節制あり。又機巧を用ゐ、專勇力に任せす。然れども其術後世に傳へらば、足利氏の中葉より及び、士多く槍を貴び、軍功を論ぞる者、多く槍を以て稱せるに至る。一番槍、二番槍と稱せる類是あり。而して騎戦大に衰ふ。足利氏の季世に及び、北條氏、武田氏等、先鳥銃を用ゐ、織田氏、長槍を用ゐたり。東國の戦法、是に於て一變せり。時に武田信玄、上杉謙信、最軍術に長ず。共ふ群雄に畏服せらる。然れども其術亦亡びて傳へらざるもの多し。徳川氏の軍政、多くは武田氏の法を學べり。而して騎戦に至て、寥々とて之を講ずる者稀あり。之を總ぶるふ、足利氏の末葉より、天下日に干戈を用ゐ、兵士復耕作よ暇あらば、皆城下に群居して、廩米

を仰ぎ、兵農全く分れたり。然れども、奥羽鎮西の如きふ至てハ、土着の兵多かりきと云ふ。徳川氏の軍政亦確乎たる定規あるふとなし。軍興ある毎に、藩の大小と、地の遠近とふ隨ひ、出兵の多少を制まるのみ。大兵を發することあきバ、幕府閣老を遣へして之を監せーむ。徳川家光ふ至り、所謂參勤交代の法を設け、諸藩主をして、隔年に江戸ふ來り居らしむ。而して其兵ハ皆各其城下に住す。是を以て費用甚多く、兵貧一にて農困めり。萩生茂卿、林子平の徒、盛よ武士土着の説を唱へることあり。其後吉田松陰、兵を罷め農に歸せーむる説を唱ふ。其意蓋兵農を一にそるふ在り。明治の初よ當り、諸藩版籍を奉還す。明治三年ふ至り、大に兵制を改革し。海陸軍の制を定め、徵兵令を天下よ布き、士卒平民を問へば、身體強壯ある者を撰みて兵と爲カラズ。

せり。是に於て七百餘年分裂の兵權、再一統ふ歸せり。爾後徵兵令を改正し、海陸軍を擴張し、海陸軍兩省をして之を管せしむ。是に於て軍政大に定まれり。

第二十九章 國政

國政ノ善惡ハ、國運ノ消長ニ關スルコト甚大ニシテ國權之ニヨリテ消長シ、國民ノ福利之ニヨリテ伸縮ノ。國政其宜シキヲ得バ、治者ト被治者トノ間ハ、互ニ和睦シ、民心一致シテ、國運ノ隆盛ヲ致スベク、國政宜シキヲ失ハゞ、人心乖離シ、國運ノ不振ヨ來クスベシ。故ニ我ガ國ノ臣民タル者ハ、略國政ノ要旨ニ通ジ務メテ、國ノ政務ヲ贊襄シテ、以テ國運ノ進歩ヲ圖ラザルベカラズ。

抑我ガ國ニ於テ、國政ヲ主宰シ、施政ノ最高位ニ立タセ給フ御

方ハ畏クモ皇祖皇宗ノ遺烈ヲ承ケ、天津日嗣ノ御位ニ當ラセ給フ、天皇ニマシマシテ、萬機皆宸衷ヨリ出ヅベキコト、申スマデモナキ御事ナガラ、我ガ歴代ノ天皇ニハ、常ニ民心ノ赴ク所ト仰セラレテ、大御心ニ隨ヒ、御施政遊バサル、コトナ久、何ゴトモ國ノ爲、民ノ爲ト深キ御惠ヲ垂レサセ給フヲ常トス。殊ニ今上皇帝ニハ、畏クモ大御心ヲ、國民ノ止ニ注ガセ給フコト、御歴代ノ天皇ノ御心ニモマシテ、深クアラセラレ、登極ノ際ニ、五條ノ御誓文ヲ發シサセ給ヒ、次ニ明治十四年ニ、國會開設ノ期ヲ定メサセ給ヒテ、今ヤ既ニ憲法ノ規定ニ基キ、帝國議會ヲ開カセラレ、吾等臣民ニ許スニ、國政ノ一端ニ參與スベキ權ヲ以テセサセ給ヘリ。サレバ我ガ國ノ臣民タル者ハ、斯カル畏コキ慮ノ御旨ヲ身ニ體シ、須臾モ臣民タル者ノ、宜シク努ムベキ所

ヲ、遺ル、コトナク、拳々聖旨ヲ服膺シテ之ヲ實行セザルベカラズ。是立憲ノ政體ヲ立テサセ給ヘル聖代ノ臣民ガ、國ニ盡之所以ノ義務ナリ。

通例國政ヲ分チテ、立法・行政・司法ノ三部ト爲ス。或ハ單ニ之ヲ立法・行政ノ二部ニ分チ、司法ヲ以テ行政ノ一部トナスコトアリ。然レドモ、コレヲ合スレバ、一ノ統治權ニ歸ス。而シテ此ノ統治權ハ、我ガ國ニ於テハ、萬世一系ノ天皇コレヲ總攬セラル。又統治權ヲ適當ニ施行スルニハ、此三大部ノ互ニ獨立シテ、相侵スコトナキヲ要ス。而シテ明ニ此三部ノ權限ヲ定メ、施政ノ任ニ在ル者ヲシテ、越ユベカラザル本分ヲ知ラシムベキ、根本ノ大憲テ、國ニ對シテ盡スベキ權利義務ヲ知ラシムベキ、根本ノ大憲ヲ稱シテ憲法ト云フ。蓋畏クモ天皇已ニ御仁惠ヲ旨トセサセ

給ヒテ國政ヲ行ハセ給フモ、其吉ヲ奉體シテ、施政ノ責ニ任スル者ニシテ、聖旨ヲ隔テ參ラスルガ如キコトモアラバ、畏キ御惠ノ國民ニ及バザル如キコトアリテ、聖德ノ御障トナルコトアルベシ。是畏クモ今上皇帝ニ於テ、歷世天皇ノ旨トシ給ヒシ。慮ヲ擴張セサセ給ヒ、特ニ憲法ヲ定メテ、政府ト人民トノ權限義務等ヲ規定セサセ給ヒシ所以ナルベシ。トハ推察シ奉ルナリ。斯テユソ、下ヲ恤ミ給ヘル御聖德ハ彌高ニ峻ク秀デ、御惠ミハ彌深ニ深ク萬民ニ及ブベキナレ。

第三十章 東印度の人民（濠洲及印度）

く中間の二族ハ甚多からば印度教の制規よ依れば「アラミニ」、「ヘスナ」、「バイサ」の三族ハ聖衣を着せざるべからば、聖衣ハ右肩より左胸に懸くるものにて、即日本よ謂ふ袈裟あり。第四の「スドラ」ハ裸體にて、袈裟を懸る權利を有せず。「アラミニ」ハ、比馬拉亞連山脈の麓より、コモリン海峡下至る迄、最高ある敬禮を受け、印度教の主宰者とて、世事にハ關せば、專印度教の法理を講ぜり。「ヘスナ」ハ軍人にして、釋迦牟尼ハ此族より出でたり。「バイサ」ハ農商の專業家とて、即平民とす。第四の「スドラ」ハ日本舊時の穢多よりも甚き摈斥を受け、社會最賤の業にあらざれば之を執るを得ず。此四民族の區別ハ太古より今まであるまじ、曾て變更をふとあく、幾度か激烈ある宗教改革者輩出せしにも拘へらず、其功を收むるもの、甚稀あり。さて印度人

民の族籍を、詳細に調査されば、ベンガラ州のみに於ても、百三十の區別なりと、ハ、英領印度の統計家、ハンター氏の云ふ所あり。此百三十種の階級ハ、各婚姻を禁じ、喪祭を共にせず、嚴重ふ其區別を存し、富の勢力も、情の勢力も、智の勢力も、決して此區別を破るふと能らず、宗教上の嚴律として、遵守するふとなリ。

「プラミニ」種族ハ、印度歐羅巴人種の正系統にて、アーリヤン大種族の本原あり。希臘羅馬の民より、今の大耳曼、嶺利頓の民も、此印度歐羅巴人種の正系統より流れ出でたる支流と云。元來此種族ハ、驚歎をべき頭腦を有する民にして、東洋哲學の原始たる、ヴエダス十萬の心性説ハ、即此「プラミニ」の頭腦より編み出されたり。瞿曇氏出で、五十年の説法を爲一をきども、

其心性哲學の基礎ハ、一として「ヴェダス」に出でざるハなし。彼等が使用せし日常の言語、即梵語ハ最高尚深微ある言語にて、人類の智情意を發表せるよ、最上の度に達したるものなり。例をるに、英語ハ普通の思想を言ひ顯へをふ適當、大耳曼語ハ哲理を言ひ顯へをに適當、佛蘭西語ハ文學の思想を言ひ顯へをに適當、日本語ハ情緒を言ひ顯へをに適當、日本語ハ妙を得て、他を兼ねるを得ず。獨梵語ハ、數者を兼ねて、完全無缺あり。博士ラマン・ペイン氏ハ、二十五

年の間、梵語を學べども、猶其奧義よ到るまとを得むと語れり。然れば、上古の婆羅門民族が、斯の如き澁難の言語を使用し、偉大の思想を構成したるを觀れば、其民種の高尚にして、驚くべき頭腦を有せるものあり一ふと、知るべきなり。

「ラミニ」民族ハ、今日に於て、亦昔日の頭腦を有せどと雖、容儀端正、應接丁寧にて、一見遙か他の三民族に超逸せり。カルカッタ今日の「ラミニ」ハ、生存場裡ふ、大ある失敗を受け居れども、其尊敬を受くる點へ、敢て昔日に降らば。ラミニ今時の衣服ハ、亞拉比亞人の衣服に髪鬚、長きシヤツを着し、シヤツの前より、別に稜ある前垂を懸け、地上に垂れたり。常に直立て歩行し、決して俯瞰することあ。ラミニ中の少年にハ、手を背に廻り、反対の方向よひる自己の耳をさぐり得る者少

みらば。以て頭部より足部に至るまで、身體の一直線あるを知るべ。蓋支那人の如き、日本人の如き、多くは俯いて歩行し、頭部を前ふ垂れ、脳髄を脊髄の上に置ふず、西人の説に依れば、是亞細亞人種特有の習癖ありと云へり。

カルカッタに於ける、今日の「ラミニ」、總て散髪にて、靴を穿ち、身體よ施す宗教上の記號ハ皆之を捨てたるが如。カルカッタ府中の通衢に立ちて、往き通ふ土人の顔面を見るに、或ハ白毫を附し、或ハ赤毫を附し、或ハ黄色三線を施し、或ハ綠色七線を施し、或ハ顔面餘地ふく、悉く文字を以て之を填め、或ハ髪の長きふと三四尺ふ及び、或ハ一撮の毛を残して、餘ハ悉く剃り落し、或ハ椰子葉を以て、頭を飾り、或ハ布を以て頭の周圍を纏ふなど、奇々怪々、殆記憶に暇あらず。唯ラミニのみ以

上の風習を捨て、更に之を用ひざるものゝ如し。

今日の印度人の勞動を以て、世の罪惡と心得居る者に似たり。その勞動を惡むほとの甚しきハ稚兒を鞭つて、水夫の業を執らしむるグ如し。甲水桶をしに送らんとす。甲の觀る處街上にありてしふあらば、之を受け取らんとす。其觀る處内にありて甲ふあらば、故よ甲ハ之既に受け取りたるものとあして手を離し、之の空を搜りて、水桶を失墜せれども敢て驚あば。喃々笑語一て日を消せり。印度人が如何なる勞動を執るも、決一て其業に注意せず、漠然として他事を談じ居るハ是類あり。又一般ふ腰を折ることを嫌ひ如何ある場合ふても、必長跪して業を執り、膝ハ頤に至り、手ハ地ふ垂れ不倒翁の坐を移そび如く、蠢然として動けり。余ハ數度土人が地上の物を拾ふに決一て

腰を折らば、首を垂れ、右足を擧げて、其物を攫まんと見るを見たり。之を攫まんと欲一て、屢失一、漸にして之を取り上げ、後足より、手に渡一たり。マコーレー氏、便加利州の人民を評して曰く、彼等ハ太古より蒸氣熱の中に生育したる人民あれば、英人を驅りて、之に入るゝハ猶獅子を放て、羊群に投ぐたるふ異ふらずと、此言其實を穿てり。英人アクランド氏の其實驗を記して曰く、余等夫妻が食事を爲さず十二人の印度人給仕を爲せども、一向に摶取らず、英國の小童一人ふも及ばざるふと千萬なり、と同氏又其實驗を記して曰く、余ハ一人の土人が、兩足を穴中に入きて休息一、後之を抜うんと欲一て、兩足已に成育し、遂に抜くこと能ひざる計りの長日月を座禪して暮らせーものゐるを見たりと。此言疑ふべきふ似たれども、亦善く印度土

人の脚を地中に没して、休息する様を述べたり。カルカツタ市中にてハ、土人別ふ勞動らーキ事業を執ら。煉瓦を運ぶよ、三箇若くい四箇を頭上に載せ、最重もそうに持ち運ぶなり。荷物ハ悉く牛馬に引か。牛の體稍小にして、頸ふハ駱駝に似たる凸肉あり。牛の遲緩あると、頗土人の性質よ類せり。故に木上の鳥、往々下りて牛の背上に啄めり。朝にヘア町を行き過ぎ、四五の土人が牛と共に路傍に沈睡せるを見、晝にベンチック町に事を辨じ、晩に歸るゝ、巣きの土人ハ猶依然として沈睡せるを見たり。

第三十一章 芳野城の急戦 太平記

元弘二年正月十六日、二階堂出羽入道道蘊、六萬餘騎の勢にて、大塔宮の籠らせ給へる、吉野の城へ押寄せ、菜摘河の川淀よ

り、城の方を向上げたれど、峰にハ白旗、赤旗、錦の旗、深山下風に吹なびきされて、雲う花うと怪まる。麓にハ數千の官軍、胄の星を輝かし、鎧の袖を連ねて、錦繡を敷ける地の如し。峰高うて、道細く、山嶮うて、苔滑あり。されば幾十萬騎の勢にて攻むるとも、輒く落つべて、こへ見えざりけり。同く十八日の卯刻より、兩陣互ふ矢合をせて、入替々攻め戦ふ。官軍ハ物馴たる案内者どもあれど、此迫り、彼の難所を走せ散りて、攻め合をせ、開き合をせ、散々に射る。寄手ハ死生不知の坂東武者ふきば、親子討たるれども顧みず、主従滅ぶきとも、ものゝうじともせず。乗り越えく攻め近づく。夜晝七日が間、息をも續げせず相戦ふ。城中の勢、三百餘人討たれふ々きば、寄手の勢も八百餘人討れよけり。況や矢に當り、石に打たれ、生死の際を知らざる者

へ、幾千萬と云ふ數を知らず。血の草芥を染め、尸へ路徑に横へれども、城の體少くも弱らねば、寄手の兵多くへ退屈してぞ見えたたりける。爰に此山の案内者より、一方へ向けられたりける、吉野の執行岩菊丸、己れが手の者を呼び寄せて申しけるへ、東條の大將金澤右馬助殿へ、既に赤坂の城を攻め落して、金剛山へ向へれどりと聞ゆ。當山の事、我等案内者たるに由りて、一方を承て向ひたる甲斐もなく、攻め落さて數日を送る事あそ遺恨あれ。倩事の様を察するに、此城を大手より攻めべ、人のみ討たれて、落を事有り難し。推量するに、城の後の山金峰山にへ、嶮を憑て、敵さまて勢を置たる事あらトと覺ゆるぞ。物馴たらんぞる足輕の兵六百五十人勝りて、歩立カナダギになし、夜ふ紛れて金峰山より忍び入り、愛染寶堂の上にて、夜の若々ホタルと明けてん

時、鯰波を揚げよ、城の兵、閻音イケニふ驚て、度を失へん時、大手搦手、三方より攻め上りて、城を追ひ落し、宮を虜にタチニ奉るべーとぞ、下知一ける。さらばとて、案内知りたる兵百五十人を勝りて、其日の暮程より、金峰山へ廻りて、岩を傳ひ、谷を上るふ、案の如く、山の嶮ハラカニきを憑みけるよや、只此彼の梢コカツ、旗計を結ひ付け置きて、防ぐべき兵一人もあし。百餘人の兵ども、思ひの儘ふ忍び入りて、木の下、岩の陰に、弓箭を伏せ、胄アメを枕にして、夜の明るをぞ待ちたりける。相圖の比にも成にければ、大手の寄手、五萬餘騎、三方より押ハサウ寄せて攻め上る。吉野の大衆五百餘人攻口ふ下り合ひて防ぎ戦ひ、寄手も城の内も、互に命を惜まず、追ひ上せ追ひ下ハシマリ火花を散してぞ戦ひたる。斯うる所に金峰山より廻りたる、搦手の兵百五十人、愛染寶堂よりおり下りて、在々所々に

火を懸けて、時の聲をぞ揚げたり。吉野の大衆、前後の敵を防ぎ兼ねて、或ハ自腹を搔き切りて、猛火の中に走せ入りて死をるもあり、或ハ向ふ敵に引き組みて、差違へて、共よ死をるもあり。思ひくに討死を一ける程に、大手の堀一重ハ、死人よ埋りて平地ふ成る。去る程ふ、搦手の兵、思ひもよらぬ、勝手の明神の前より押一寄せて、宮の御座有りける藏王堂へ打て懸りける間、大塔宮今ハ、遙れぬ所ありと思へ。召一切て赤地の錦の鎧直垂に、雄威の鎧のよど已刻計ふるを、隙間もあく召され、龍頭の胄の緒をしめ、三尺五寸の小長刀を、脇よ挾み、劣らぬ兵ども二十餘人、前後左右に立ち、敵のむらがりて扣へたる中へ走せ懸り、東西を拂ひ、南北へ追ひ廻し、黒煙を立て、切て廻らせ給ふに、寄手大勢ありといへども、僅の少勢に切り立てられ、木葉の風に

散る。如く四方の谷へ颶と引く。敵引けば、宮の藏王堂の大庭ふ並居させ給ひて、大幕打揚げて、最後の御酒宴ある。宮の御鎧に立つ所の矢七筋、御額先二の御腕、二ヶ所つかれさせ給ひて、血の流るゝ事瀧の如し。然れども立たる矢をも抜き給はず、流るゝ血をも拭ひ給はず。敷皮の上に立ふづら、大盃を三度傾げさせ給へば、小寺相模、四尺三寸の太刀の鋒ふ、敵の首を刺一貫きて、宮の御前に畏り、戈鉢剣戦を降らばと、電光の如くあり。磐石岩を飛びこと、春の雨ふ相同ド、然りといへども、天帝の身ふハ近づかず、修羅かと爲に破るゝと、ひやーを揚げて舞ひたる有様ハ、漢楚の鴻門に會せ。時、楚の項伯と項莊とが、劍を抜きて舞ひて、樊噲庭に立ふづら、帷幕を挑げて項王を睨み一勢も斯ヤと覺ゆる計なり。

第三十二章 村上父子の忠節 太平記

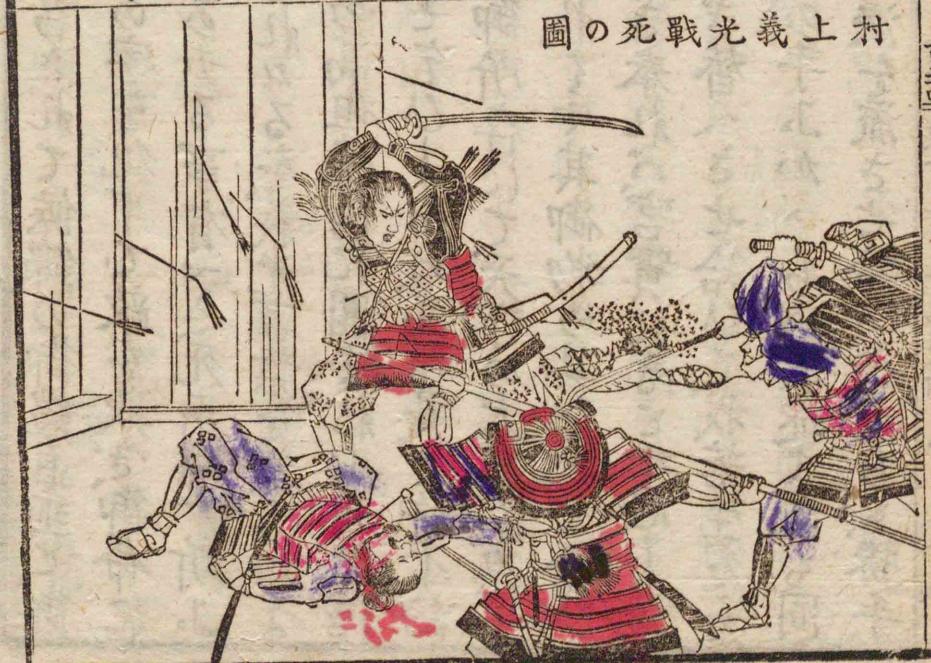
大手の合戦急ありと覺えて、敵御方の鬨聲相交りて聞えける
が、實ふを其戦に自相當る事多のりると見えて、村上彦四郎
義光鎧に立つ所の矢十六筋、枯野ふ殘る冬草の、風よ卧たる如
くに、折り懸けて、宮の御前ふ參りて申けるべ、大手の一の木戸、
云甲斐あく攻め破られつる間、二の木戸ふ支へて、數刻相戦ひ
候つる所ふ御所中の御酒宴の聲、冷じく候つるふ付きて、參り
て候、敵已にうさよ取り上りて御方の氣の勞れ候ひぬきび、此
城にて功を立ん事今叶ひドと覺え候。未敵の勢を外所へ
廻もし候ぬ先に、一方より打ち破りて、一先落ちて御覽有る
べーと存候。但し跡よ残り留りて戦ふ兵無くハ御所の落させ
給ふ者ありこ心得て、敵何所迄も續きて、追懸進らせんと覺え

候へば、恐ひる事にて候へども、召されて候錦の御鎧直垂と、御
物の具とを下し給をせて、御諱の字を犯して敵を欺き、御命に
代り進せんと申ければ、宮爭で去る事有べき、死あバ一所ふ
ておそ、兎も角もならめと仰られぬるを、義光言葉を荒らかよ
いて、斯かる淺猿き御事や候。漢の高祖榮陽に圍まれ、時紀信
高祖の真似をして、楚を欺らんと乞ひーをば、高祖是を許ー給
ひ候ひぞや。是程に云甲斐あき御所存にて、天下の大事を思
召し立ちける事あそだてられ、もや其御物の具を脱せ給ひ
候へと申して、御鎧の上帶を解き奉れば、宮寶にもとや思へ召
しらん、御物の具鎧、直垂まで、脱ぎ替へさせ給ひて、我若生たら
ば、汝が後生を吊ふべし、共に敵の手ふからば、冥途よども、同
ト岐に伴ふべーと仰られて、御涙を流させ給ひながらも、勝手

の明神の御前を南へ向きて落させ給へば、義光ハ二の木戸の高櫓に上り遙に見送り奉りて、宮の御後影の幽よ隔らせ給ひぬるを見て、今いかうと思ひければ、櫓の小間の板を切り落

て、身をあらひにして、大音聲を揚げて名乗りけるハ、天照大神の御子孫、神武天皇より九十五代の帝、後醍醐天皇第二の皇子、一品兵部卿親王導仁逆臣の爲に亡され恨を泉下に報ぜん爲

ふ只今自害をる有様、見置きて、汝等の武運の忽よ盡きて、腹を切んずる時の手本よせよと云ふ儘に鎧を脱ぎて櫓より下へ投げ落し、錦の鎧直垂の袴計、練貫の二重小袖を、押膚脱ぎて、白く清氣ある膚に、刃を突き立て、左の脇より、右のそば腹迄一文字に搔き切りて、脇扒みて櫓の板に投げ付け、太刀を口に銜へて、うつ伏よ成て、ぞ卧たりする。大手、搦手の寄手、是を見て、をへや大塔宮の御自害あるハ、我先に御首を給へらんとて、四方の圍を解きて一所に集る。其間に宮へ引き違へて、天の川へぞ落させ給ひる。南より廻りける吉野の執行ミツメが勢五百餘騎、多年の案内者をもば、道を要り、かさよ廻りて、打ち留め奉らんと取籠むる。村上彦四郎義光が子息兵衛藏人義隆ハ、父が自害一つる時、共よ腹を切んと、二の木戸の櫓の下まで、馳せ來りた



りけるを、父大よ諫めて、父子の義へさる事あれども、暫生きて、宮の御先途を見果て進せよと、庭訓を残しければ力ふく且くの命を延べて、宮の御供にぞ候ける。落ち行く道の軍事已に急にして、討死せざば、宮落させ給ハドと覺えルきば、義隆只一人ふみ留りて、追ひてゐる敵の馬の諸膝難ツチシマてハ切り居、平首切てハ刎落させ、九折ある細道に、五百餘騎の敵を相受けて、半時ハーフ・ターミンをかりぞ支へたる。義隆節石の如くなりといへども、其身金鐵あらざれば、敵の取り巻きて射ける矢、義隆已に十餘箇所の疵を蒙りてなり。死ぬる迄も、猶敵の手に懸らドとや思ひけん、小竹の一村ありける中へ走せ入りて、腹搔き切りて死ふけり。村上父子が、敵を防ぎ討死へける其間、宮ハ虎口に死を御遁れ有りて、高野山へぞ落させ給ひける。出羽の入道道溢ミヤマツヨシハ、村

上づ宮の御真似をして、腹を切りたりつるを、眞實と心得て、其首を取りて、京都へ上せ、六波羅の實檢ミツケンふさらすに、ありもあらぬものゝ首ありと申ける。獄門よ梶カシをまでも無くて、九原の苔よ埋れにけり。道溢ミヤマツヨシハ、吉野の城を攻め落したるハ、専一の忠戦あれども、大塔宮を討ち漏ルー奉りぬれば、猶安らば思ひて、軀て、高野山へ押ハ寄せ、大塔に陣を取て、宮の御在所を尋ね求めハセメども、一山の衆徒皆心を合せて、宮を隠ハ奉りければ、數日の粉骨ハスケがひもふくて、千剣破の城へぞ向ひける。

第三十三章 國憲國法

國憲とハ、明治二十二年の紀元節に發布せられたる憲法をさゝせ給ふあり。この憲法の御先祖がこの御遺訓と云ふ國體の成り立とに基きて、天皇の云々が國を盛大にして、これ等臣民

を安らめんと思召して定めさせ給へるものなれば、さき等ハ子々孫々平萬世に至るまで謹みて守り奉るべき大法あり。前も述べたる如く、我の國體ハ國土人民ありて後に、皇室の出で來たるにあらひて、皇室ありて後、國土も開け、人民も繁殖せしものあきば、この國土人民のあらんあざりハ、皇室もまた動き給ふまどきあとよりあり。他の國々の土地あり、人民ありて後に、外國の強き人種入り來たりて、あれづ君となりとものとハ天と地ほどの相違といふべし。

次ふ國法とハ、さうぞ國民たるもの、一般守るべき種々の法律を、そべていふあり。凡ふの世の中ハ善良ある人のみの寄合にて、少くも他人の利益を妨げ、又ハ他人の安樂を害するなどいふものあくび、國法あるも無用のものあるべし。さきど、人

ひさまぐにて、數多き中ふハ、學校の教をも受けたることあく、無智文盲ふして人の道を辨へざるものなれどせば、又無智文盲あらざるものゝ中にも、才あるものあり、才あきものあり、力の強きものあり、弱きものありて互よ相凌ぶんとせる勢あるにより、其仲間の附合を滑ふて、共にその利益を増さんふハ、法律の力によらざれば能へざるもの少うらす。さきば法律ハ、吾等人民の身分と財産とを、安穩に保たしめんが爲に、設けられたるものあるふと、今更申しまでなけれども、世にハ、往々法律を犯し背くものある、如何ある心ふるあらん。是やうて己の利益を保護せらる、厚き御恵を、自捨つるものにて、これを愚人の中の愚人と云ふべし。實に吾等人民が、互に今日の世を安穩に過ゆくふとを得るハ、國憲國法の

御惠によるものあきべいかでのあれを謹み守らざるべき。

第三十四章 化合及元素

鐵ノ粉末若干量ヲ取り、之ニ三倍スル硫黃ノ粉末ヲ混ゼ合ハセ、能ク之ヲ攪拌セバ、兩種ノ粉末ハ猶判然トシテ識別スルコトヲ得ベシ。是鐵ト硫黃トノ粉末ハ互ニ能ク混合シタリト雖、其分子間ニハ毫モ變化ヲ起スコトナケレバナリ。然ルニ混合シタル粉末ヲ皿ニ盛リ、火ニテ之ヲ熱スルトキハ忽變化ヲ起シ、二物互ニ熔ケ合ヒテ、鐵ニモアラズ、硫黃ニモアザル、一新物ヲ生ズ。之ヲ硫化鐵ト云フ。此硫化鐵ハ鐵ノ原子ト、硫黃ノ原子ト、相合シテ成リタル者ナリ。原子ノ相合スル作用ヲ稱シテ、化合ト云フ。

又重炭酸曹達ト、酒石酸ト々、杯中ニ入レテ、之ヲ混ゼ合ハスル

ニ更ニ變化ノ起ルコトナシ。然ルニ、之ニ水ヲ注グトキハ、烈シキ沸騰ヲ起スベシ。是酒石酸トソジユームトハ、其化合スル力甚強キガ故ニ、相化合シ、炭酸ソジユームノ炭酸ノソジユームヨリ分離スル際ニ起ル變動ナリ。

二箇以上ノ異質分子化合シテ成リタル物々、化合物ト云ヒ同質ノ原子相集リテ成リタル物々、元素ト云フ。凡地球上ノ萬物ハ、其數多シト雖、僅ニ六十餘ノ元素ヨリ成レリ。元素ヲ大別シテ、金屬、非金屬ノ二種ト為ス。其非金屬ニ屬スル者、凡十五アリ。酸素、水素、窒素、炭素、鹽素、臭素、沃素、弗素、硫黃、硼素、硅素、燐素等、其重要ナル者ナリ。又金屬ニ屬スル者、凡五十アリ。其重要ナル者ハ、白金、黃金、銀鐵ニツケル、コバルト、マンガン、クロミュム、パリユム、ストロンシユム、カルシユム、アルミニユム、マグネシユム

文部省定検濟

明治廿七年三月廿二日



發行者

編述者

明治廿六年七月二日印
同 同 廿七年三月九日訂正再版印刷
年三月十二日發行

刷版

定價	
編下	編上
四三二一	四三二一
貳拾八錢五厘	六錢五厘
貳拾壹錢五厘	八錢五厘
一錢八厘	一錢八厘

東京市小石川區久堅町七十四番地

合資會社普及會社長

會社普及舍

須永和三郎

代表者
發兌元
合資會社普及舍

高等新讀本下篇第三卷終

高下

問答 混合ト化合物ノ別ヲ問フ。化合物ノ一例ヲ舉ゲヨ。元素トハ如何。元素ノ二大別ヲ問フ。

チモニ山、蒼鉛等ナリ。

ム、亞鉛ガドミユム、ボツタシユム、リヂュム、銅、汞、錫、鉛、砒素「アン」

15
15
15
15